健生発 0319 第６号
令和７年３月 19 日

各 (都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長) 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（　公　印　省　略　）

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」
別紙カラーアトラスの一部改正について

標記については、平成 26 年 11 月 14 日付け食安発 1114 第１号別添「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン)」（最終改正令和５年６月 26 日付け生食発 0626 第２号。以下「ガイドライン」という。）の別紙にて、捕獲者及び食肉処理業者が野生鳥獣の異常を確認するための参考として通知しているところです。

今般、厚生労働科学研究費補助金 食品の安全確保推進研究「野生鳥獣由来の食中毒発生防止と衛生管理ガイドラインの改良に資する研究」（研究代表者：国立感染症研究所　前田健）において、野生鳥獣の異常個体・病変の病理学的研究が実施され、「ジビエのカラーアトラスあぶない異常・気をつける異常」が作成されたことを踏まえ、ガイドライン別紙カラーアトラスの一部を別添のとおり改正しました。

ついては、貴管下の関係者に対し、本ガイドライン及びガイドライン別紙カラーアトラスの活用の推進について特段の配慮方よろしくお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

別紙

カラーアトラス

平成26年11月14日

（最終改正　令和7年3月19日）

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

「カラーアトラス」作成にあたって

野生鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化してきている実態を踏まえ、野生鳥獣の適正な管理を行うべく、平成26年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正され、翌年５月に施行された。これに伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加することが見込まれることから、野生鳥獣肉の摂食機会の増加による公衆衛生上のリスク増大への対応が不可欠であった。そのため、野生鳥獣の食利用に係る流通実態等に関して幅広く把握するとともに、それを踏まえて関係事業者や関係団体による衛生管理のための取組、行政機関による監視指導等の参考となる具体的な処理方法案の作成など、衛生管理の徹底等による安全性確保のための取組について検討を行った。

検討会において議論された、野生鳥獣肉の具体的な処理方法をもとに、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）を作成し、野生鳥獣の内臓等における異常の有無の肉眼による判断については、本カラーアトラス等を参考に確認することとしている。

本カラーアトラスの作成にあたっては、「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」（平成23～25年度）（研究代表者：北里大学　高井伸二）が全国の野生鳥獣の処理施設における調査研究で収集した写真を中心に作成した「イノシシ・シカ内臓カラーアトラス」をもとに、北海道、千葉県及び神奈川県より提供された写真とともに、新たに「野生鳥獣由来の食中毒発生防止と衛生管理ガイドラインの改良に資する研究」（令和３～５年度）（研究代表者：国立感染症研究所　前田健）にて作成した「ジビエのカラーアトラス（試作版）あぶない異常・気をつける異常」の内容を加えて、肉眼で判断できる異常について掲載した。

引き続き、野生鳥獣の異常に関する知見の収集に努め、得られた知見を踏まえ、適宜、本カラーアトラスを充実していくこととしている。

なお、上述の研究の結果によって、糞便や筋肉、内臓等から病原体が検出されていることから、人への感染を予防するため、異常の有無にかかわらず、食肉処理施設等の衛生管理を徹底するとともに、喫食する際は必ず加熱処理を行うことを徹底されたい。

１　本カラーアトラスの位置づけ

野生鳥獣は、牛や豚等の家畜とは異なり、飼料や健康状態等の衛生管理が行われていないことから、寄生虫やＥ型肝炎ウイルスなどの病原体を保有しているなど一定のリスクが認められる。

本カラーアトラスは上記のリスクを持つ野生鳥獣について、放血や内臓摘出、解体等の処理を行う際に、その個体の肉を食用に供することができるかを判断するための参考とするものである。なお、食用に供することができると判断した場合にあっても、十分に加熱して喫食することが重要である。

２　食用に供するための野生鳥獣の確認

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）において、捕獲前後、放血、内臓摘出、解体時に確認する異常の項目を示している。特に、屋外において内臓摘出を行う際は、適切な衛生管理の知識及び技術を有している捕獲者及び食肉処理業者による複数段階での異常の確認を行うこととしており、確認の際には本カラーアトラスを活用されたい。

３　廃棄の判断

野生鳥獣肉について、食用として問題がないと判断できない疑わしいものは廃棄とし、十分に安全を確保することが必要である。

肉眼的に異常が認められない場合も、微生物及び寄生虫の感染のおそれがあるため、可能な限り、内臓については廃棄することが望ましい。

また、内臓摘出時に肉眼的異常が認められた場合、その内臓は全部廃棄とすること。

複数のリンパ節の腫脹や出血、腹水や胸水の貯留、腫瘍、臭気の異常等が認められた場合は、全身性の疾病の恐れがあることから、枝肉、内臓を全部廃棄とすること。

筋肉内の腫瘤について、肉眼的に膿毒症や全身性腫瘍との区別は困難であることから、筋肉を含め全部廃棄とすること。

目次

シカ ……8
摘出した内臓 ……10
心臓 ……11
肺 ……13
肝臓 ……14
脾臓 ……17
腎臓 ……18
腸管 ……20
枝肉　筋肉 ……21

イノシシ ……23
内臓摘出 ……25
摘出した内臓 ……26
肺 ……27
心臓 ……29
肝臓 ……31
脾臓 ……33
腎臓 ……34
胃　腸 ……37
胃 ……38
頭部 ……40
枝肉　筋肉 ……41

（参考）気をつける異常・感染症 ……43
削痩 ……44
黄疸 ……45
膿毒症 ……46
豚丹毒（蕁麻疹型） ……47
豚丹毒（敗血症型） ……48
豚丹毒（関節炎型） ……49
結核 ……50
破傷風 ……51
炭疽 ……52

写真の出典：
写真下に記載のないものは、
厚生労働科学研究「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」（平成23～25年度）研究代表者 髙井伸二　提供、
厚生労働科学研究「野生鳥獣由来の食中毒発生防止と衛生管理ガイドラインの改良に資する研究」（令和3～5年度）研究代表者 前田健・研究分担者 宇根有美　提供、
食肉・食鳥衛生検査マクロ病理学カラーアトラス（全国食肉衛生検査所協議会　編）、
食肉衛生検査病理学カラーアトラス（全国食肉衛生検査所協議会　編）

シカ

摘出した内臓　　はじめに全体を確認すること

屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、
必ず食肉処理施設へ搬入すること

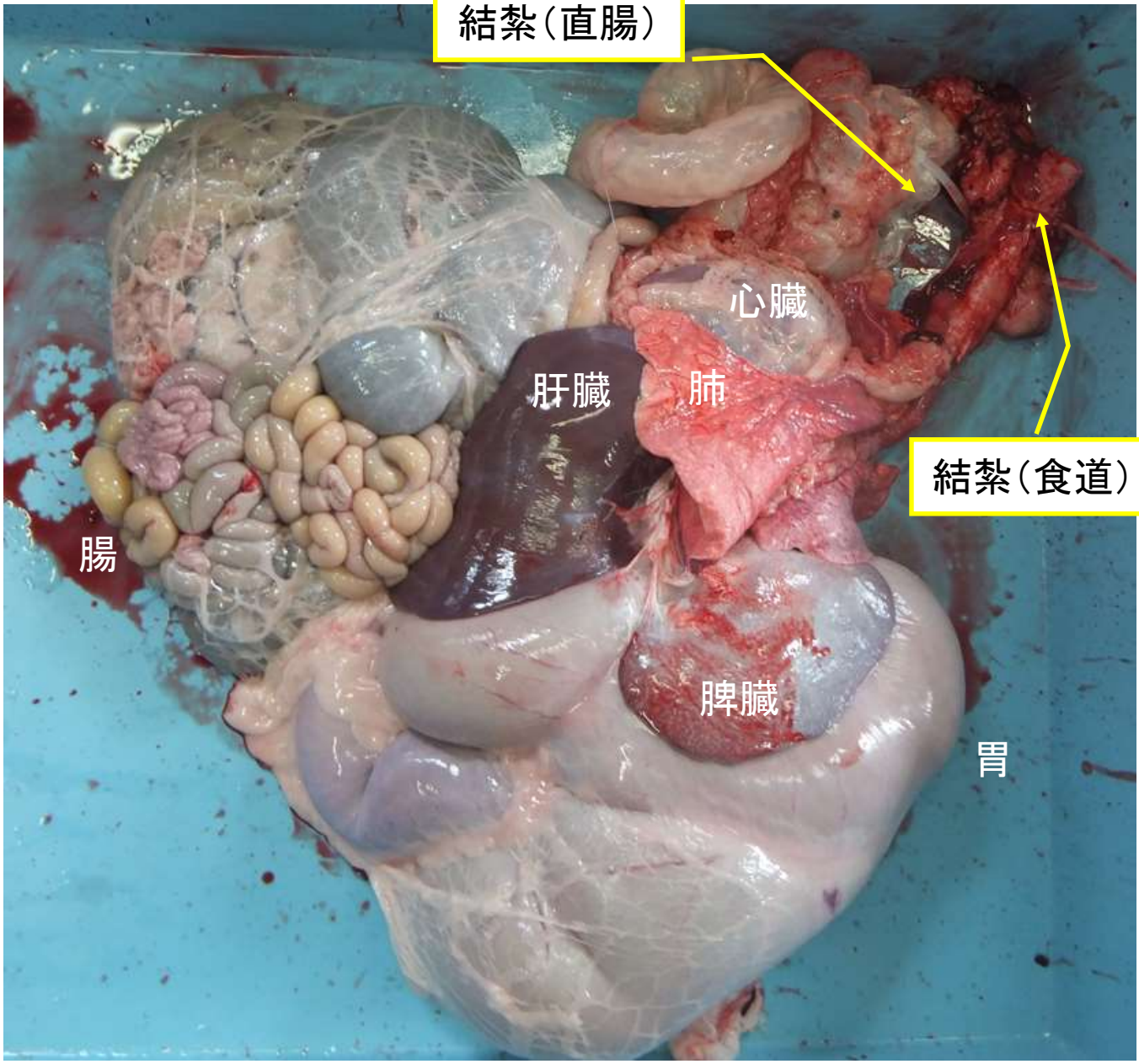

北海道エゾシカ対策課　提供

※食道と直腸を結紮して、内容物が漏れ出ないようにしている

正常

確認事項
・表面が滑らかであること

胸、腹を開けた際に、血液以外の液体（腹水や胸水）が
溜まっていた場合は、枝肉、内臓を全部廃棄すること

心臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

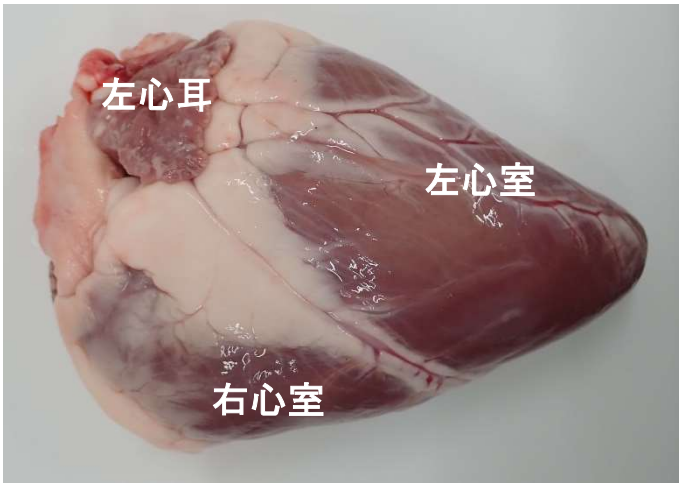

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
　透明感があること
・色に異常がないこと
　白くなっていないこと
・形、大きさに異常がないこと

※心臓は必ず切開し、内面（心内膜面）、すべての弁、割面を確認すること

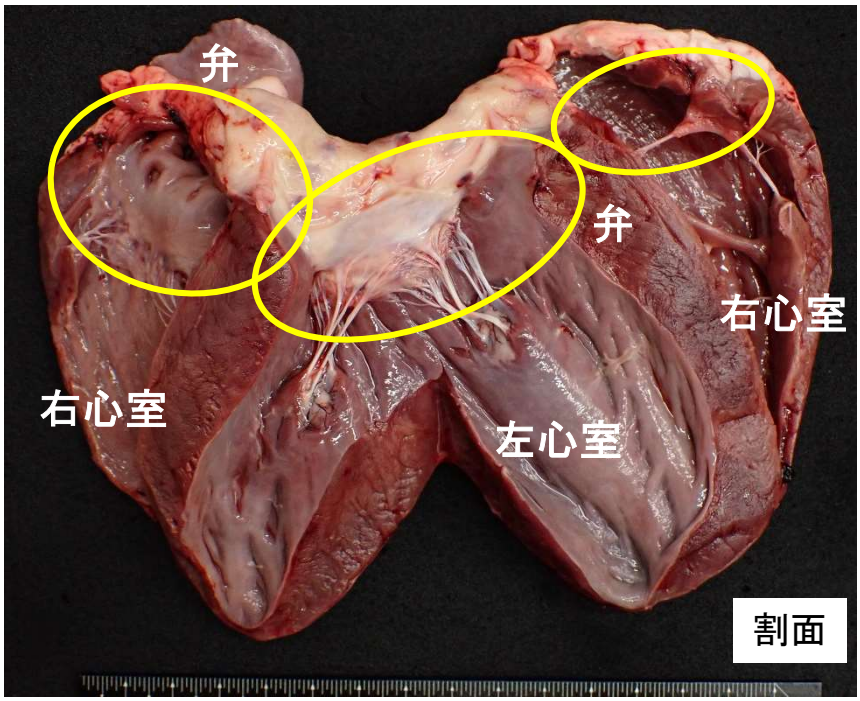

正常

確認事項
・弁に疣（いぼ）状のもの（色や形は様々、表面もザラザラしたものから、滑らかなものまで様々）がないこと

（参考）30ページ参照
豚の疣贅性心内膜炎：弁に疣（いぼ）状の病変

・心筋の色はどこをみても赤色（肉色）であること
　全体的な白っぽさや、赤い斑点がないこと

心筋に白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節があった場合は、寄生虫に感染している可能性があります
この寄生虫は枝肉にも寄生することがあるため、全部廃棄とすること
枝肉、内臓　全部廃棄

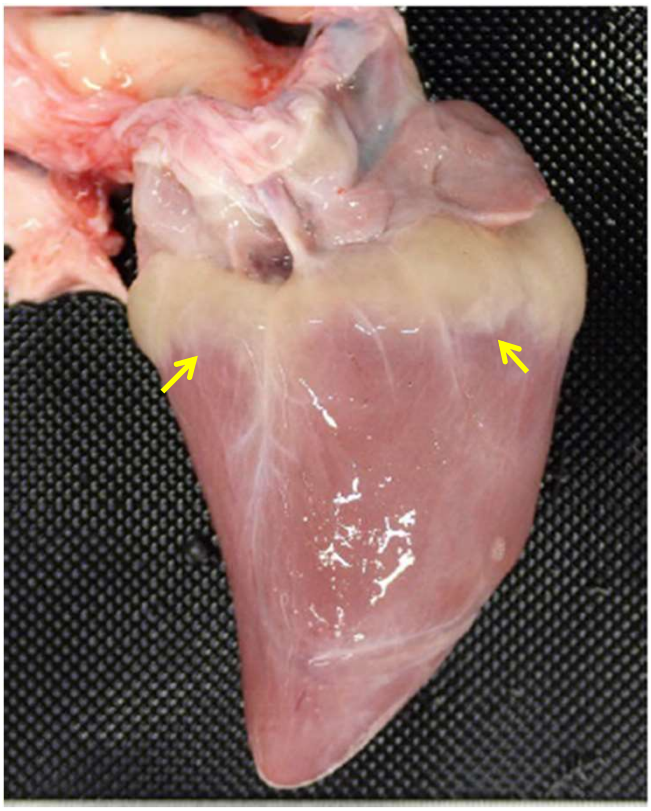

心冠部の脂肪組織（矢印）が
ゼラチンのように水っぽい
心臓全体が白っぽい（貧血色）

心臓　廃棄

肺　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

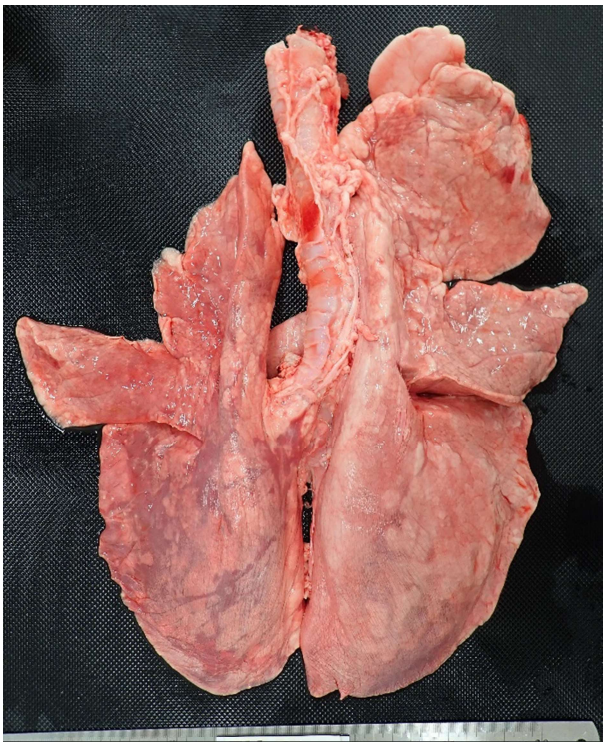

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
・色に異常がないこと（通常は淡いピンク色）
　赤色班や白色班がないこと
・大きさ、形に異常がないこと
　肺気腫（肺に空気をたくさん含んだ状態）、肺水腫（肺に水分が溜まった状態）になっていないこと
・白色や黄色の結節がないこと（膿瘍、腫瘍等）

神奈川県食肉衛生検査所　提供

（参考）牛の肺膿瘍
クリームのような膿がみられる

枝肉、内臓　全部廃棄

割面　肺膿瘍
（通常の確認では表面から確認すること）

胸膜炎
胸膜の一部が厚く白くなっている
表面がザラザラしている

肺　廃棄

肝臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと（線維素付着がないこと）
　結節がないこと（膿瘍、腫瘍等）
　のう胞（液体を入れた袋）がないこと
　白色に盛り上がった管状の結節がないこと（寄生虫による病変）
・色に異常がないこと
　出血（赤色）やうっ血（黒色）がないこと
　黄色さや白さがないこと
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと
　硬かったり、軟らかかったりしないこと（もろさやくずれ易さがないこと）

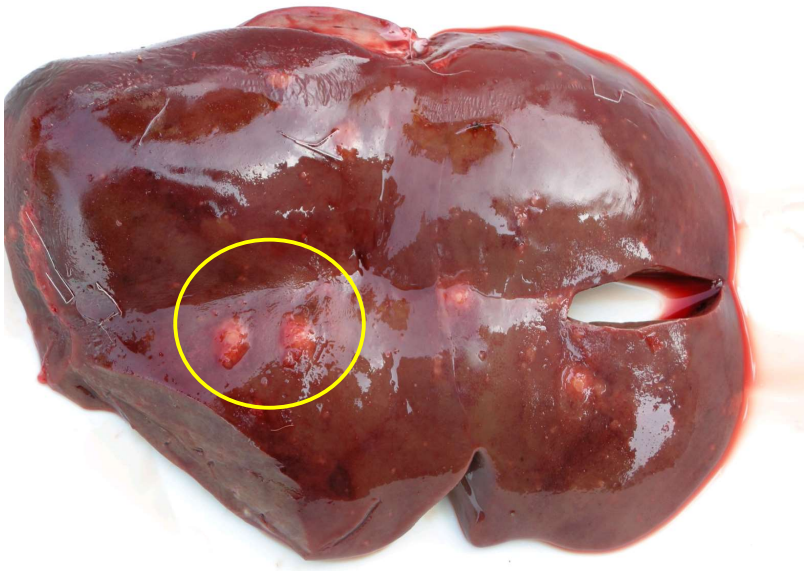

肝膿瘍
表面に盛り上がった白色の結節

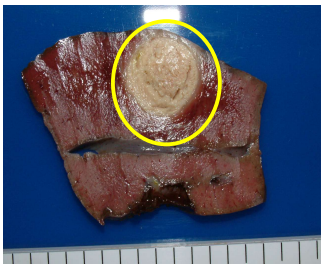

割面　肝膿瘍
（通常の確認では表面から確認すること）

枝肉、内臓　全部廃棄

表面にのう胞が形成

枝肉、内臓　全部廃棄

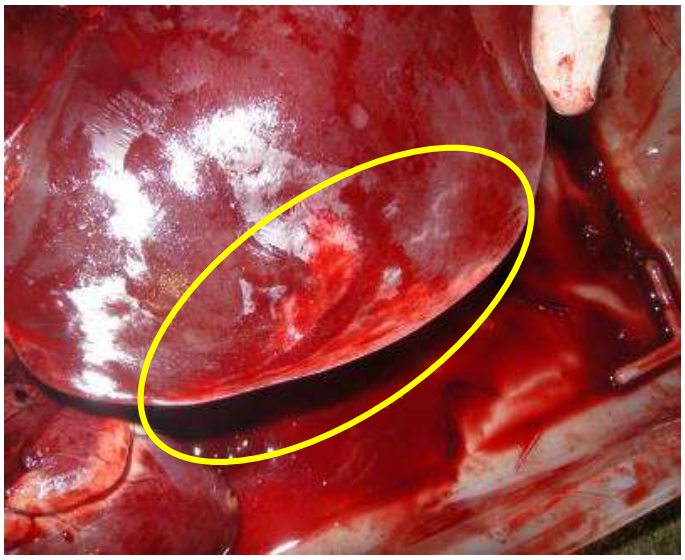

辺縁に白色の病巣

枝肉、内臓　全部廃棄

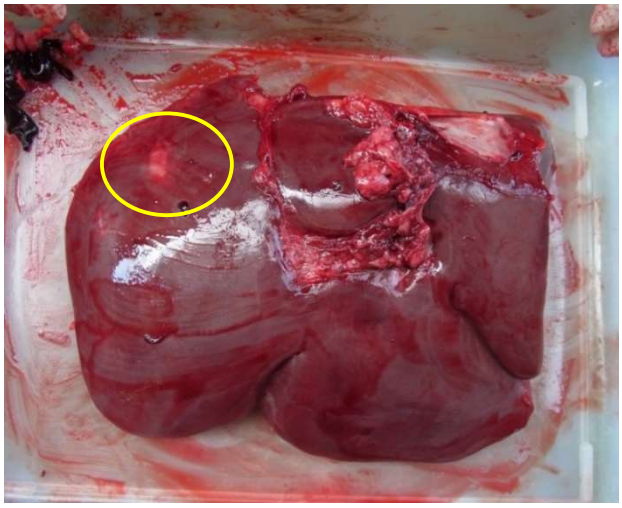

寄生虫（肝蛭）が寄生
表面に盛り上がる白色の結節がある（胆管が寄生虫（肝蛭）により分厚くなって表面に浮き出ている ）

肝臓　廃棄

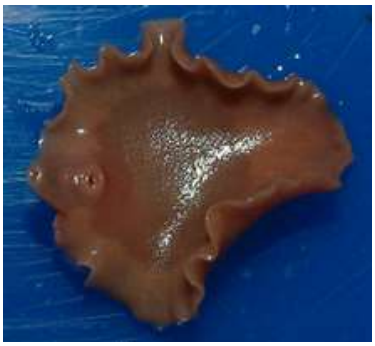

肝蛭
（注　ホルマリン固定処理をしており、肝臓から取り出した時の色とは異なる）

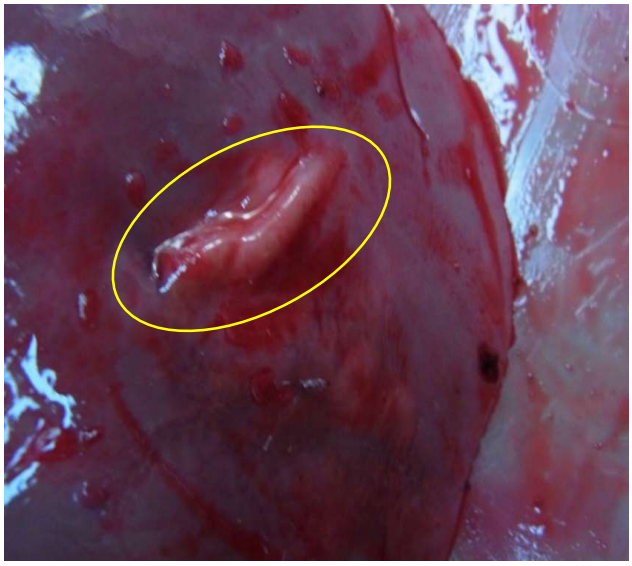

寄生虫（肝蛭）が寄生
表面に盛り上がる白色の管状の病変ができて凹凸がある
（胆管が寄生虫（肝蛭）により分厚くなって表面に浮き出ている ）

肝臓　廃棄

寄生虫（肝蛭）が寄生
表面に盛り上がる白色の病変ができて凹凸がある（胆管が寄生虫（肝蛭）により分厚くなって表面に浮き出ている）
全体に線維素が付着してザラザラした質感である

肝臓　廃棄

脾臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
- 通常、表面に細かいシワがみられる
- 色に異常がないこと
  うっ血（黒色）していないこと
  出血していないこと
- 形、大きさに異常がないこと
- 結節（膿瘍、血腫、腫瘍等）がないこと

腎臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと
　のう胞がないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと
　硬かったり、軟らかかったりしないこと

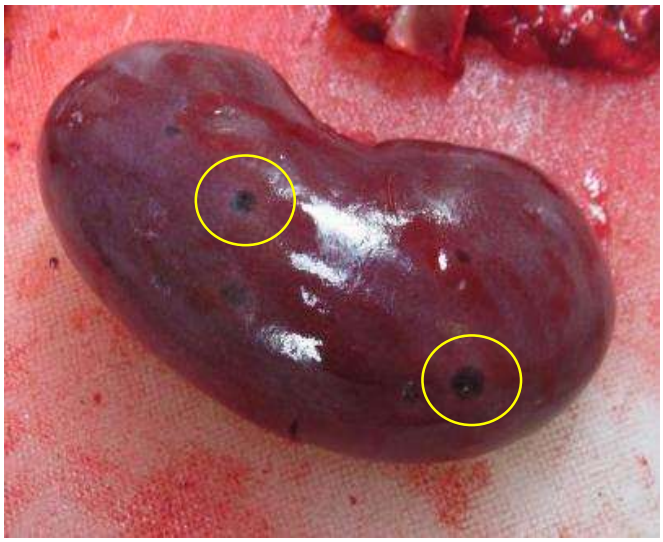

黒色にみえるのう胞

枝肉、内臓　全部廃棄

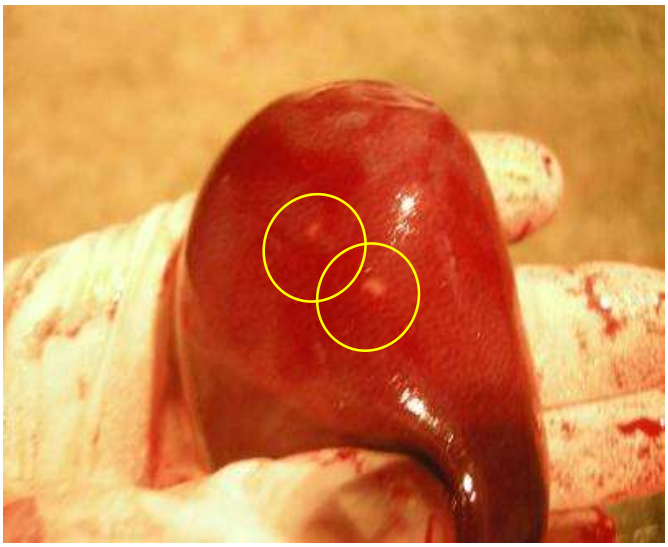

白色の病巣

枝肉、内臓　全部廃棄

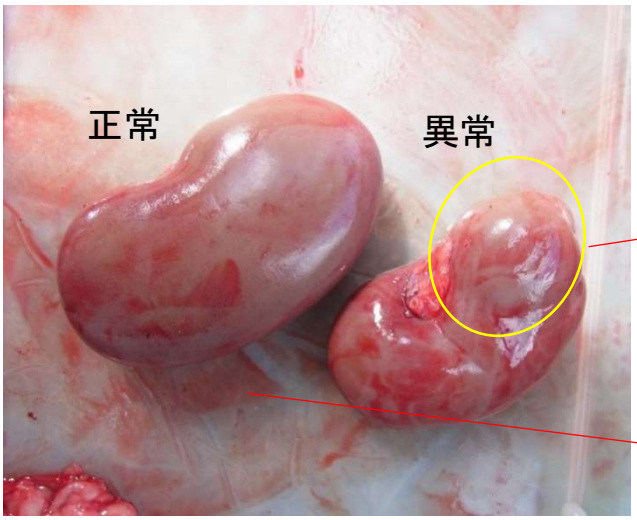

腎臓の変形　**枝肉、内臓　全部廃棄**

右側に示した腎臓は小さく、表面が球状に盛り上がっている

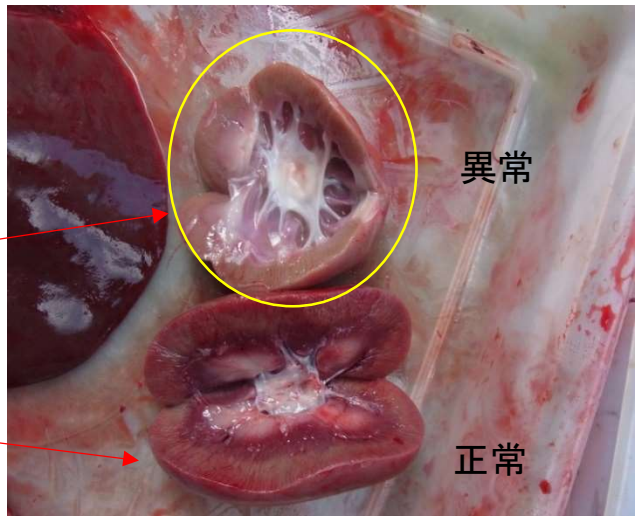

腎臓の変形　**枝肉、内臓　全部廃棄**

（通常の確認では表面から確認すること）

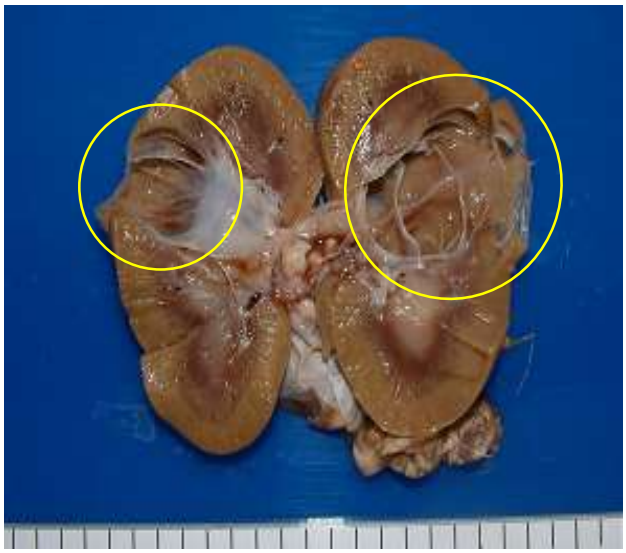

腎臓の大きさ、形の異常（水腎症）

枝肉、内臓　全部廃棄

（通常の確認では表面から確認すること）

腸管

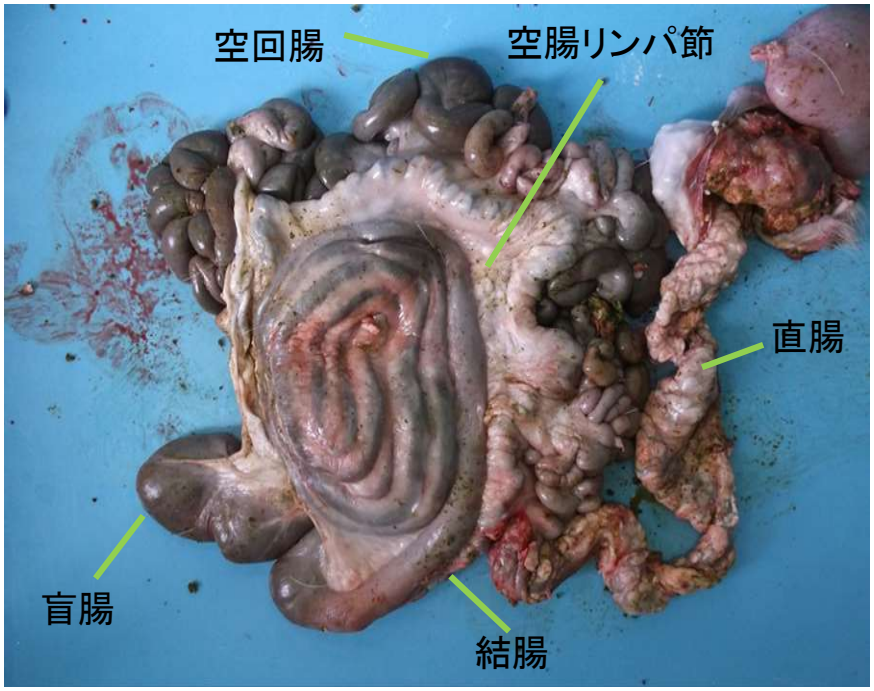

正常

確認事項
・表面が滑らかなこと
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
・腹壁や他の内臓等と癒着していないこと
・リンパ節が腫れていないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
・腸の一部が細くなったり（腸狭窄、閉塞）、硬くなったりしていないこと

（参考）牛のヨーネ病
小腸内部の粘膜が厚くなり、「わらじ」状にみえる

（通常の確認では表面から確認すること）

枝肉、内臓　全部廃棄

血液の異常について

ガイドライン第2の2「捕獲しようとする又は捕獲した野生鳥獣に関する異常の確認」、第4の3「食肉処理業者が、解体前に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法」として、天然孔（肛門や鼻孔）からの出血を確認すること

天然孔から黒い、タール状の出血がみられる場合、炭疽という病気の可能性がある

炭疽は、人にも感染する病気のため、捕獲、解体は行わないこと

また、第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した血液の性状の観察において、炭疽に感染している動物は、放血後の血液が固まらない又は固まりにくい（凝固不全）ため、確認をすること

体温の異常について

第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した体温の異常は、シカでは摂氏40度を超えるものを異常として、解体は行わないこと

枝肉　筋肉

正常

確認事項
・透明感があり、弾力があること
・色に異常がないこと（通常は赤みがある）
　異常な黒さがないこと
　出血していないこと（赤色斑などがないこと）
　牛肉のサシ（脂肪）のような白色部分がみられないこと
・白くざらざらで硬い部分（壊死）や、水っぽさ（水腫）がないこと

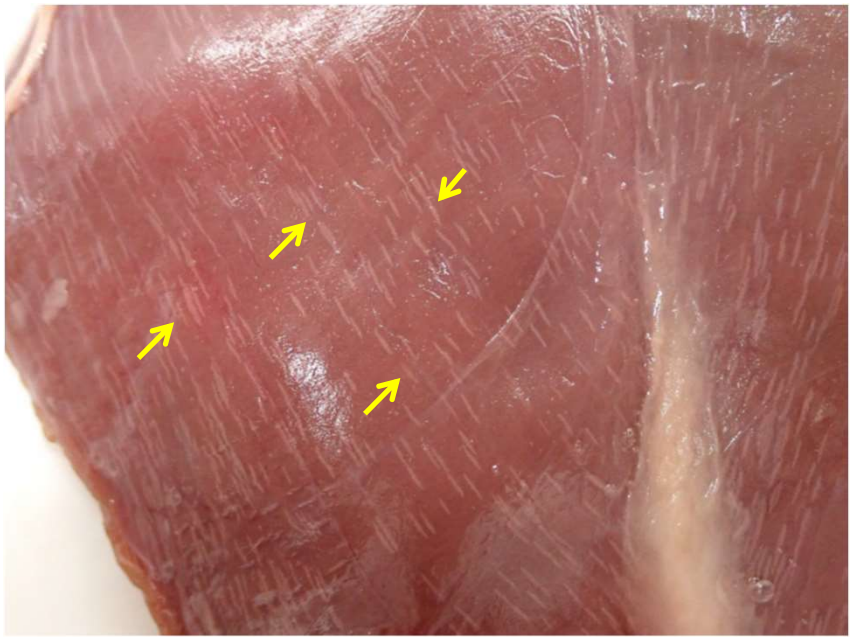

筋肉内に白色の筋（矢印）がみられる

筋肉内に白色の筋がみられた場合は、寄生虫に感染している可能性があり、この寄生虫は枝肉全体や内臓（心臓、横隔膜など）にも寄生することがあるため、全部廃棄とすること

枝肉、内臓　全部廃棄

（参考）牛の無鉤嚢虫症
筋肉に寄生虫（無鉤嚢虫）が寄生
黄色透明な袋がみられる

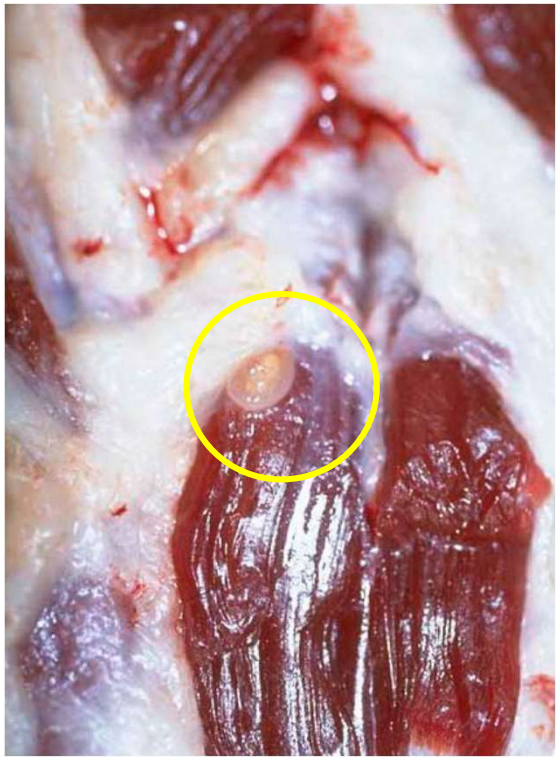

（参考）牛の無鉤嚢虫症
筋肉に寄生虫（無鉤嚢虫）が寄生
透明な袋がみられる

牛の無鉤嚢虫症への対応
全身にまん炎しているものは、枝肉、内臓　全部廃棄

イノシシ

内臓摘出

屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、
必ず食肉処理施設へ搬入すること

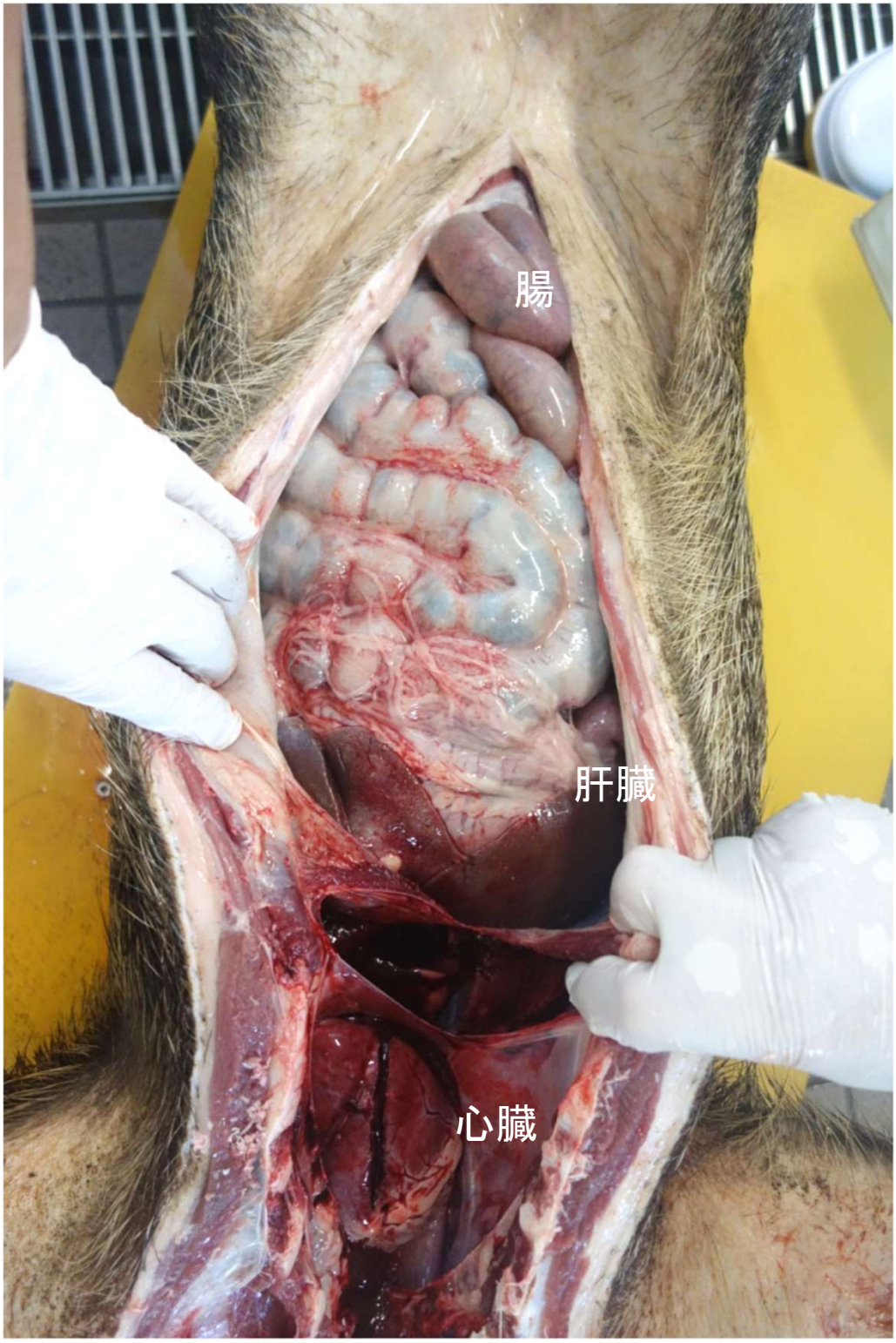

千葉県衛生指導課　提供

胸、腹を開けた際に、血液以外の液体（腹水や胸水）が
溜まっていた場合は、枝肉、内臓を全部廃棄すること

摘出した内臓　　はじめに全体を確認すること

屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、必ず食肉処理施設へ搬入すること

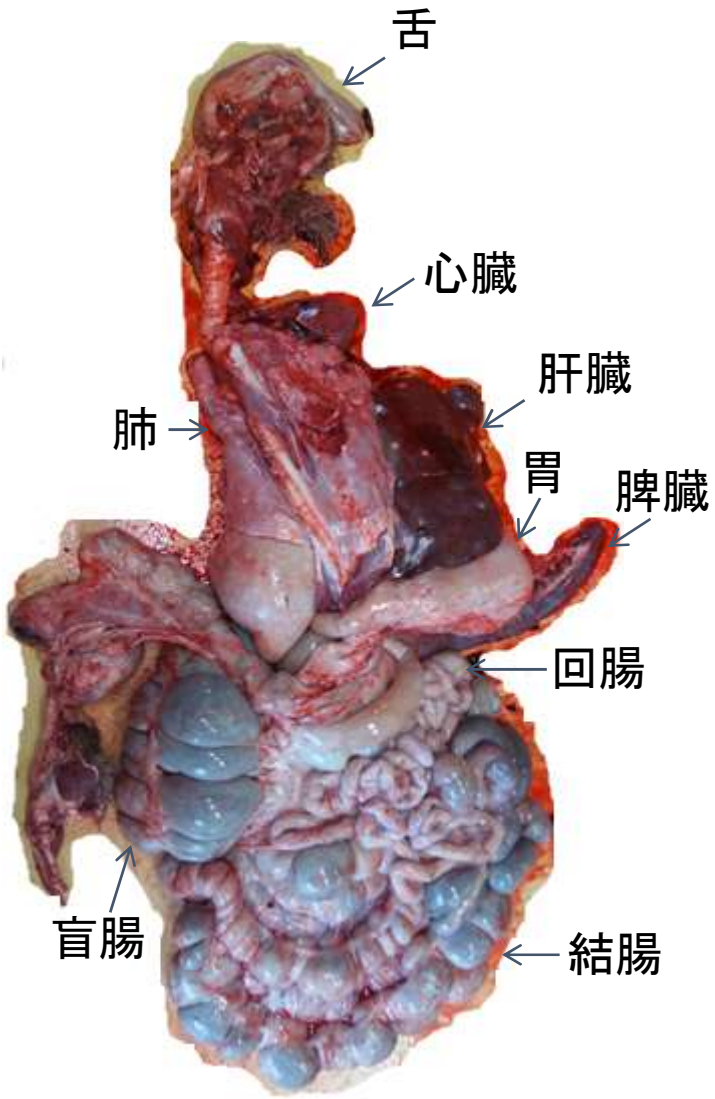

千葉県衛生指導課　提供

正常	確認事項 ・表面が滑らかであること

肺

屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

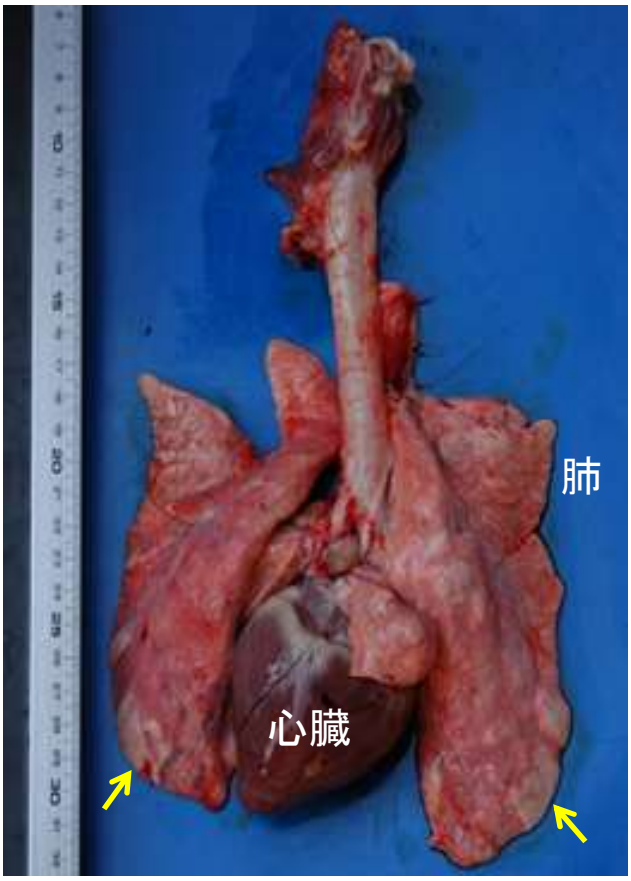

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
・色に異常がないこと（通常は淡いピンク色）
　赤色斑や白色斑がないこと
・大きさ、形に異常がないこと
　肺気腫（肺に空気をたくさん含んだ状態）、肺水腫（肺に水分が溜まった状態）になっていないこと
・白色や黄色の結節がないこと（膿瘍、腫瘍等）

肺気腫
周縁部に表面からやや盛り上がった白色の部分がみられる

肺　廃棄

肺気腫（上の写真とは別の肺）
周縁部に表面からやや盛り上がった白色の部分がみられる

肺　廃棄

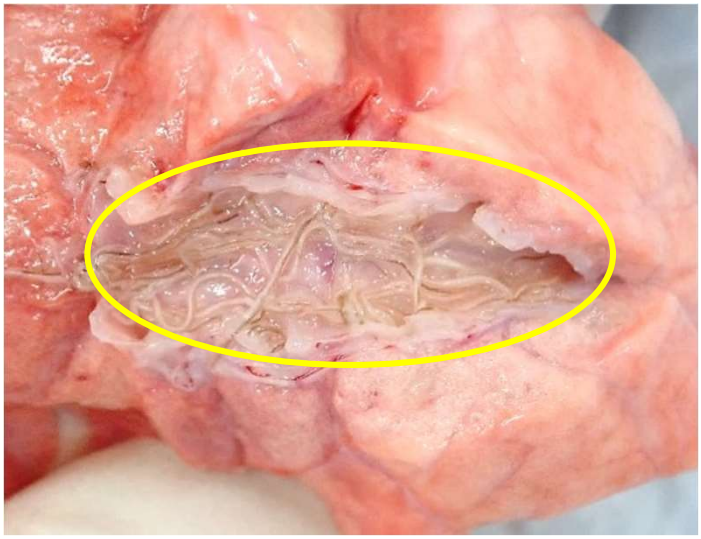

割面
気管支内に寄生虫（肺虫）がみられる
（通常の確認では表面から確認すること）

肺　廃棄

（参考）豚の肺膿瘍　　表面にやや盛り上がる膿瘍

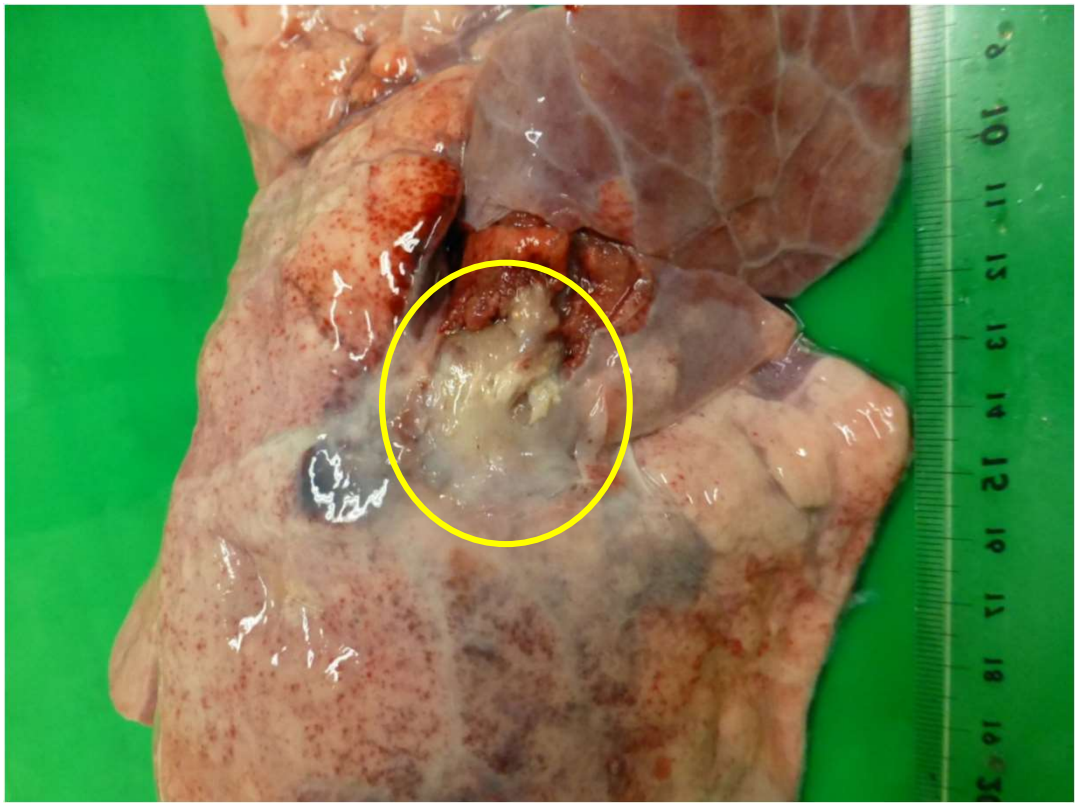

神奈川県食肉衛生検査所　提供

（通常の確認では表面から確認すること）

枝肉、内臓　全部廃棄

心臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
　透明感があること
・色に異常がないこと
　白くなっていないこと
・形、大きさに異常がないこと

※心臓は必ず切開し、内面（心内膜面）、すべての弁、割面を確認すること

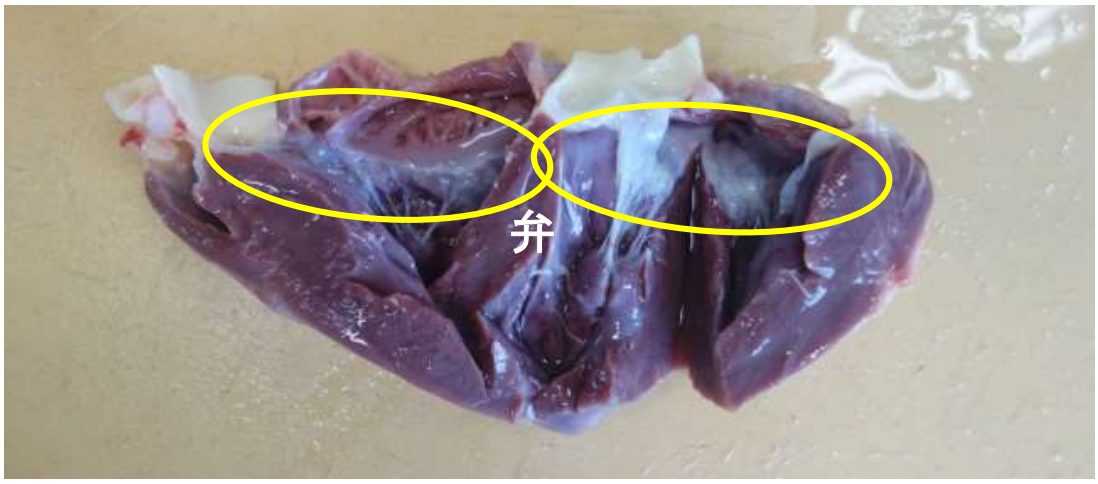

正常

千葉県衛生指導課　提供

確認事項
・弁に疣（いぼ）状のもの（色や形は様々、表面もザラザラしたものから、滑らかなものまで様々）がないこと
（参考）30ページ参照
豚の疣贅性心内膜炎：弁に疣（いぼ）状の病変

・心筋の色はどこをみても赤色（肉色）であること
　全体的な白っぽさや、赤い斑点がないこと

心筋に白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節があった場合は、寄生虫に感染している可能性があります
この寄生虫は枝肉にも寄生することがあるため、全部廃棄とすること
枝肉、内臓　全部廃棄

（参考）豚の疣贅性心内膜炎　弁に疣（いぼ）状の病変

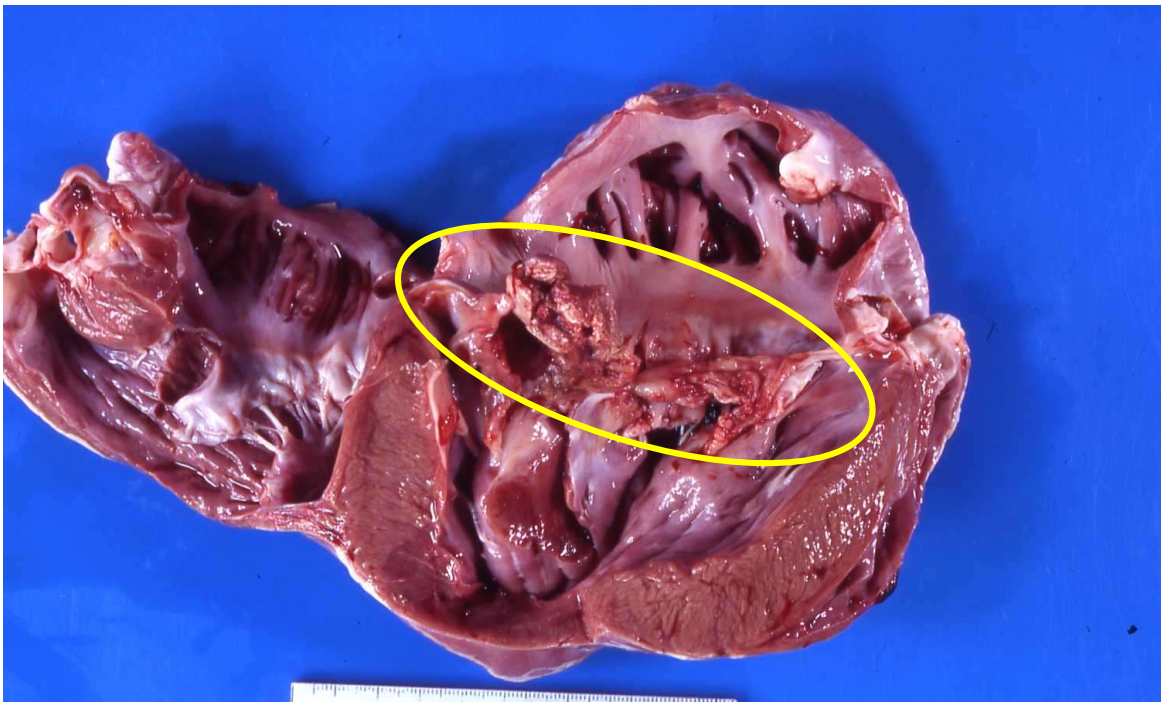

神奈川県食肉衛生検査所　提供

疣（いぼ）状のものは、心臓の弁に付着した細菌が混ざった血栓です
血液に乗って、細菌が筋肉を含む全身に広がっていることがあるため、
全部廃棄とすること
枝肉、内臓　全部廃棄

肝臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

正常　左の写真と同じ肝臓の裏側

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと（線維素付着がないこと）
　結節がないこと（膿瘍、腫瘍等）
　液体を入れた袋（のう胞）がないこと
　白色に盛り上がった結節がないこと（寄生虫による病変）
・色に異常がないこと
　出血（赤色）やうっ血（黒色）がないこと
　黄色さや白さがないこと
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと
　硬かったり、軟らかかったりしないこと（もろさや崩れ易さがないこと）

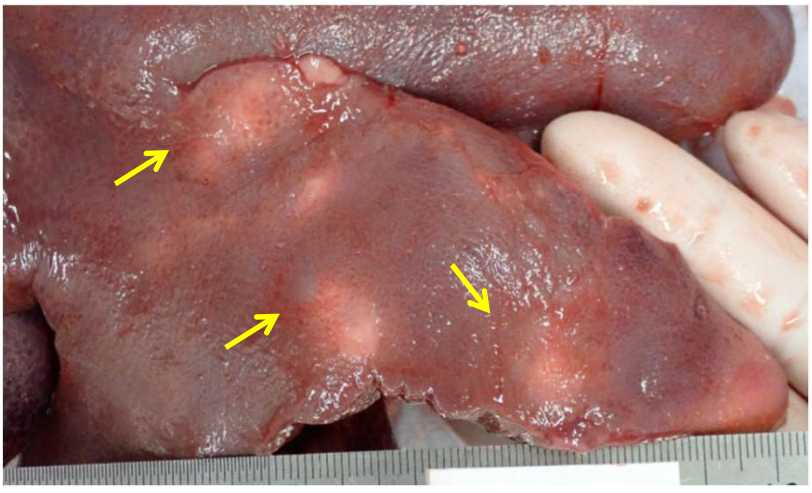

肝膿瘍
表面に盛り上がった白色の結節

枝肉、内臓　全部廃棄

肝間質炎
白い編目状の病変（ミルクスポット）がある

肝臓　廃棄

肝包膜炎
表面がザラザラしている
（線維素付着）

肝臓　廃棄

脾臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・通常、表面に細かいシワがみられる
・色に異常がないこと
　うっ血（黒色）していないこと
　出血していないこと
・形、大きさに異常がないこと
・結節（膿瘍、血腫、腫瘍等）がないこと

表面（漿膜）がザラザラしている
（線維素付着、漿膜炎）

脾臓　廃棄

腎臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと
　のう胞がないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと
　硬かったり、軟らかかったりしないこと

白色の病巣

枝肉、内臓　全部廃棄

表面が滑らかでなく、凹凸があり、中心部は硬くなっている

枝肉、内臓　全部廃棄

（参考）豚の腎臓点状出血

枝肉、内臓　全部廃棄

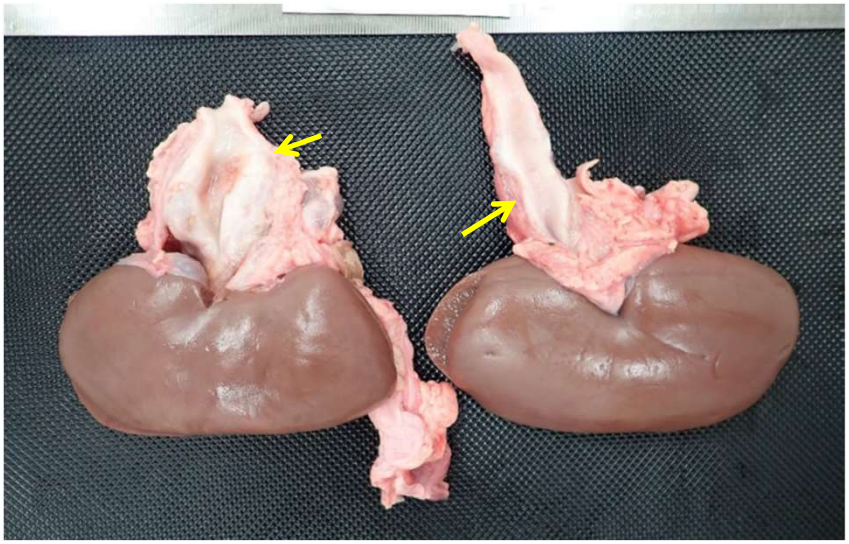

寄生虫（腎虫）の寄生により尿管（矢印）が厚くなり、硬くなっている

腎臓　廃棄

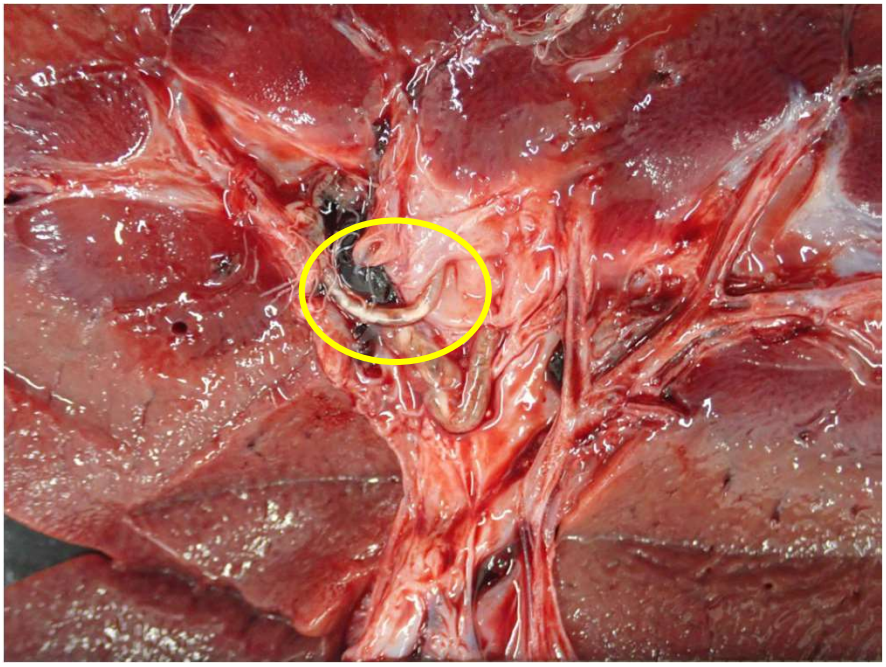

割面
寄生虫（腎虫）の寄生虫体を含む結節を形成することが多い

（通常の確認では表面から確認すること）

腎臓　廃棄

胃　腸

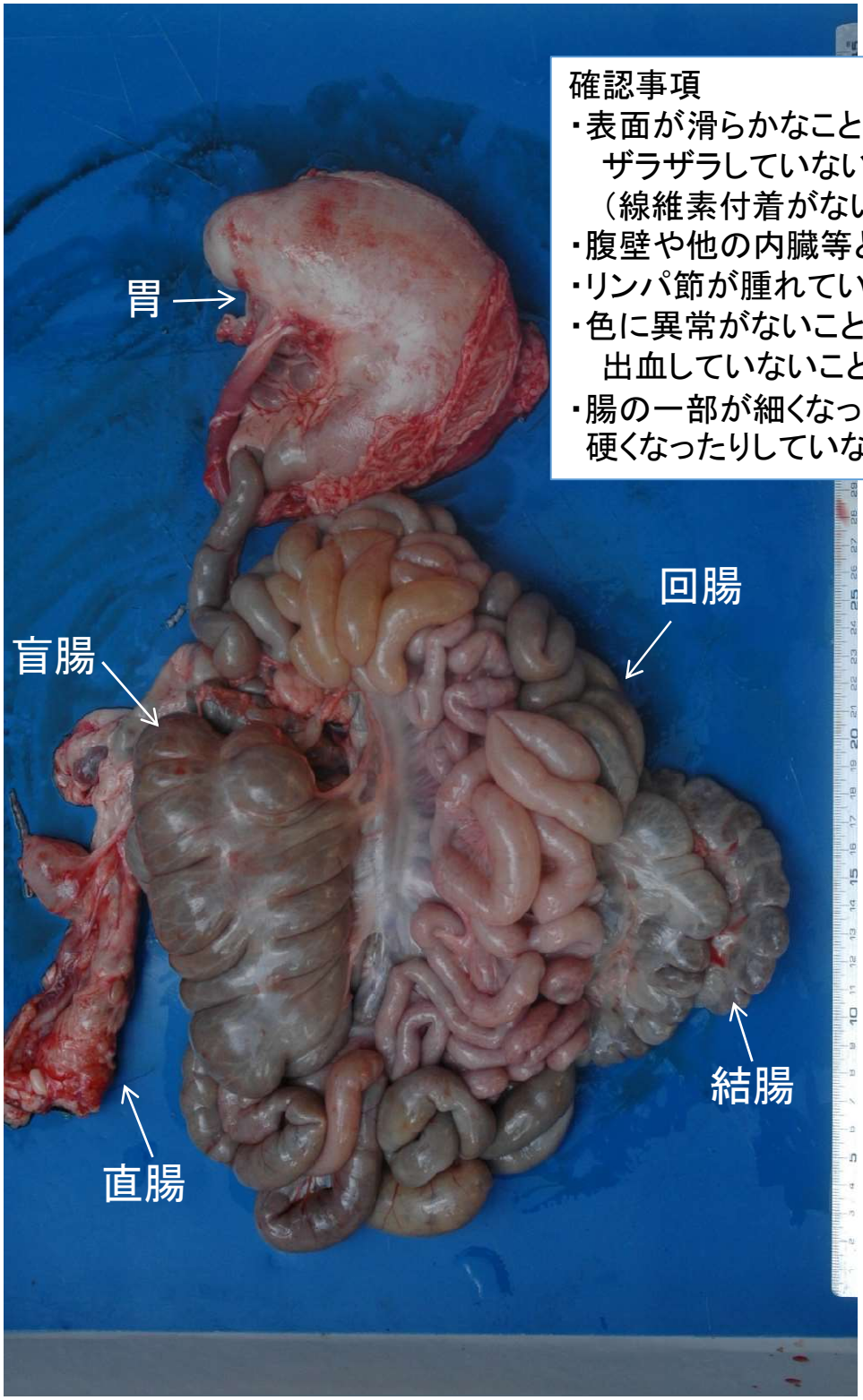

確認事項
・表面が滑らかなこと
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
・腹壁や他の内臓等と癒着していないこと
・リンパ節が腫れていないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
・腸の一部が細くなったり（腸狭窄、閉塞）、硬くなったりしていないこと

正常

胃

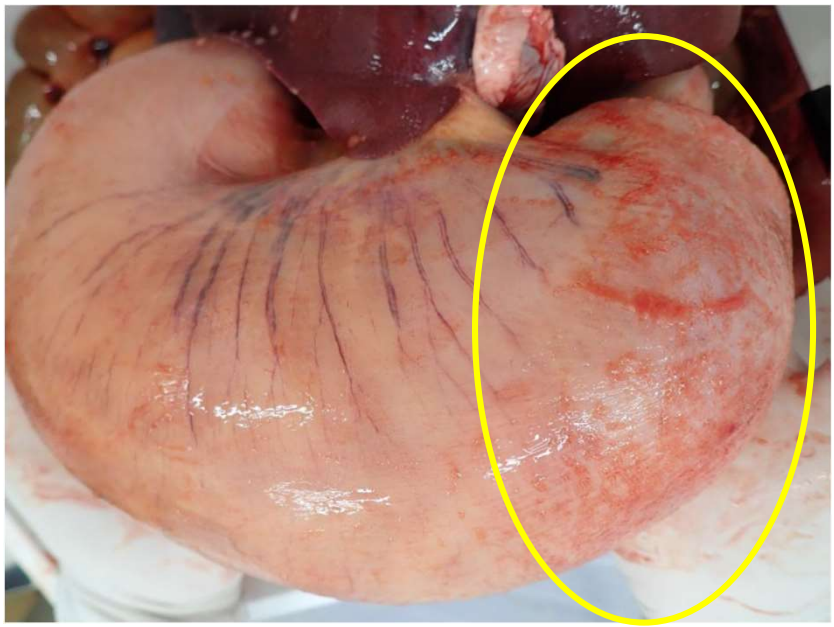

線維素性腹膜炎
胃の表面（漿膜面）にザラザラした病変がみられる

胃　廃棄

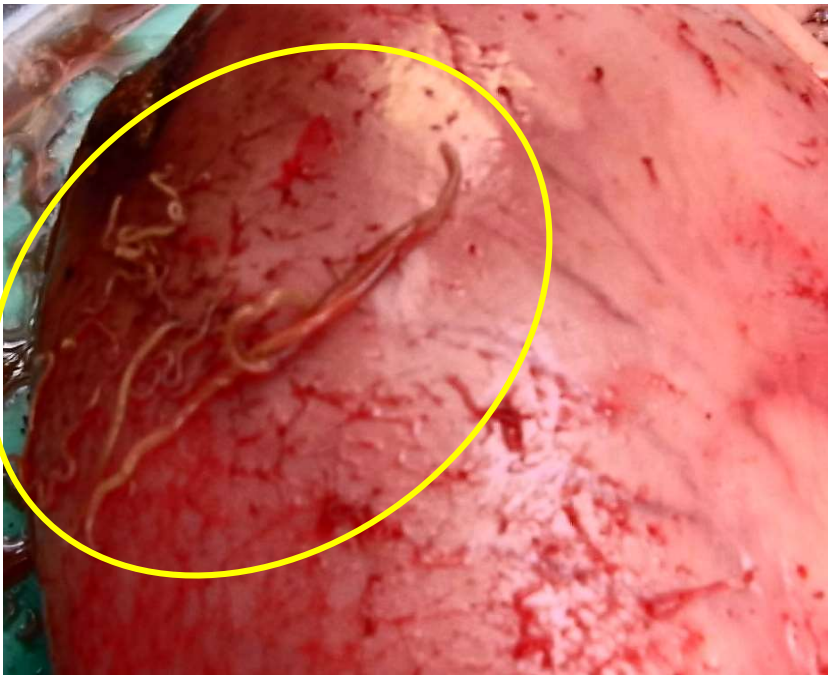

大型の線虫（体内移行中の豚腎虫）による線維素付着

胃　廃棄

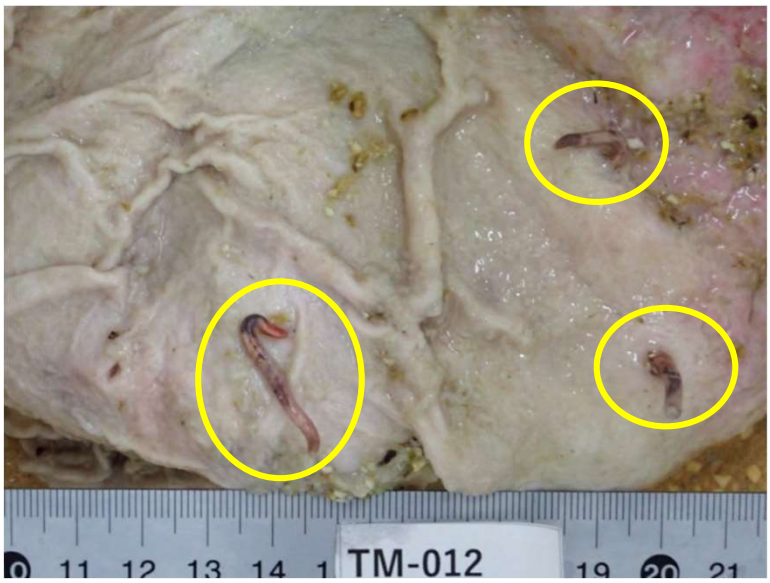

胃の内部（粘膜面）に寄生虫（ドロレス顎口虫）が寄生

胃　廃棄

（通常の確認では、胃は切開せず表面から確認すること）

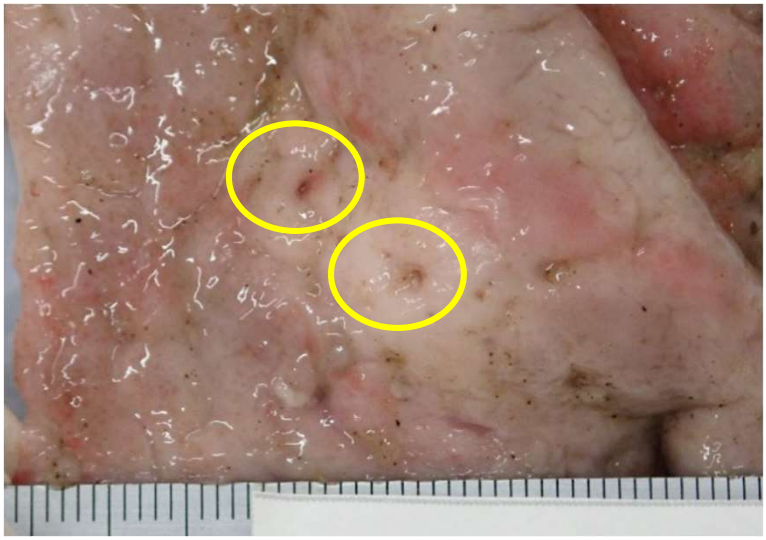

胃の内部（粘膜面）の潰瘍（えぐれた病変）
寄生虫（ドロレス顎口虫）が寄生していた病変

胃　廃棄

（通常の確認では、胃は切開せず表面から確認すること）

頭部

確認事項
・鼻先、口の中、舌にただれ、出血がないこと
・口の中、目の粘膜が黄色（黄疸）になっていないこと
・チアノーゼ（紫色に染まる）がないこと
・奇形、腫瘤等がないこと

被毛が薄い

捕獲、解体しない

※外部寄生虫、被毛の様子（脱毛）、痩せている度合い等はガイドラインに従って、捕獲、解体前に全身を確認すること

血液の異常について

ガイドライン第2の2「捕獲しようとする又は捕獲した野生鳥獣に関する異常の確認」、第4の3「食肉処理業者が、解体前に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法」として、天然孔（肛門や鼻孔）からの出血を確認すること
天然孔から黒い、タール状の出血がみられる場合、炭疽という病気の可能性がある
炭疽は、人にも感染する病気のため、捕獲、解体は行わないこと
また、第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した血液の性状の観察において、炭疽に感染している動物は、放血後の血液が固まらない又は固まりにくい（凝固不全）ため、確認をすること

体温の異常について

第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した体温の異常は、イノシシでは摂氏42度を超えるものを異常として、解体は行わないこと

枝肉　筋肉

正常

確認事項
・透明感があり、弾力があること
・色に異常がないこと（通常は赤みがある）
　出血していないこと
　牛肉のサシ（脂肪）のような白色部分がみられないこと
・白くざらざらで硬い部分（壊死）や、水っぽさ（水腫）がないこと

（参考）豚の有鉤嚢虫症
寄生虫（有鉤嚢虫）が寄生
多数の白色結節がみられる

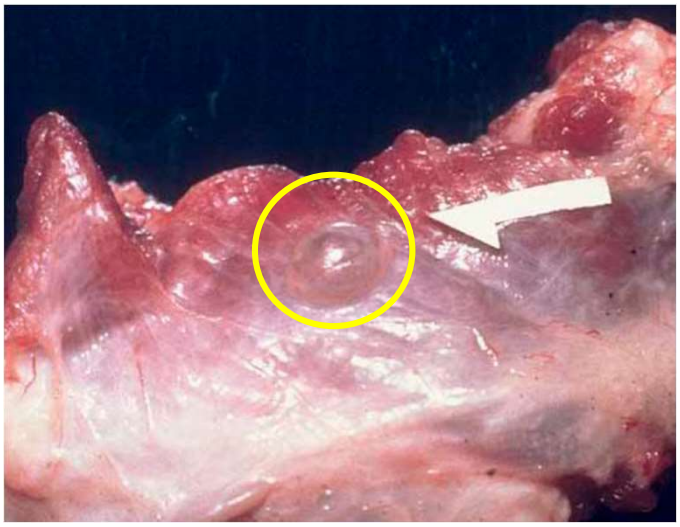

（参考）豚の有鉤嚢虫症
寄生虫（有鉤嚢虫）が寄生
透明な袋がみられる

豚の有鉤嚢虫症への対応
枝肉、内臓　全部廃棄

（参考）

気をつける異常・感染症

（参考）気をつける異常　１

シカ・イノシシ

かなり痩せており、毛並みも悪い（被毛が薄い）（エゾシカ）

かなり痩せており、水様の下痢もみられる（イノシシ）

削痩（さくそう）

写真のように、重度に痩せている個体は、捕獲、解体しないこと

被毛の様子（脱毛）、痩せている度合い等はガイドラインに従って、捕獲、解体前に全身を確認すること

（参考）気をつける異常　２

シカ・イノシシ

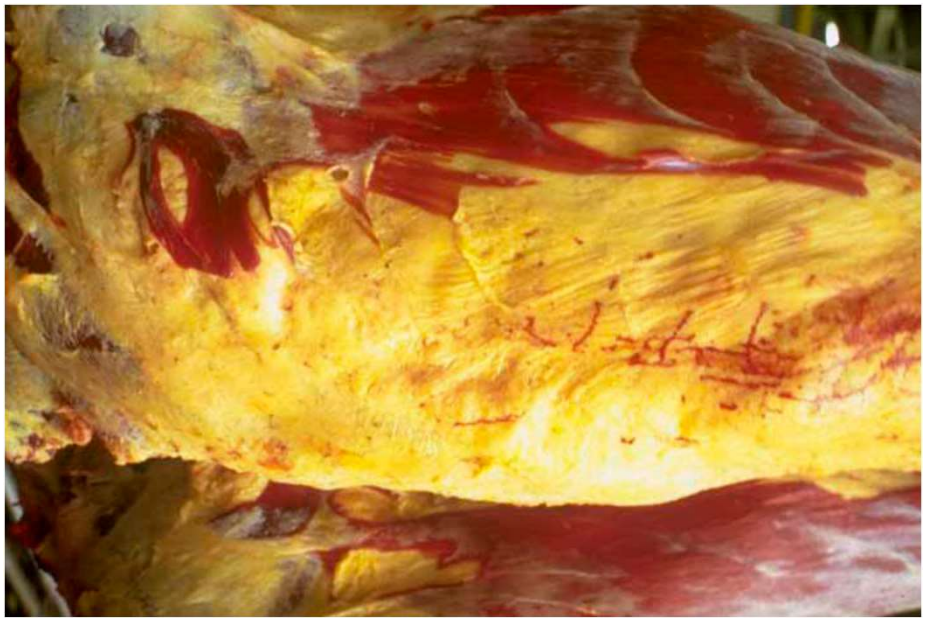

筋膜に付着する脂肪が全体的に黄色い（牛）

腸管膜の脂肪が全体的に黄色い（牛）

↓

おう　だん

黄疸

剥皮後の皮下脂肪や、内臓脂肪が全体的に黄色い
眼の結膜（白目部分）、肝臓などの内臓が黄色くなることもある

枝肉、内臓　全部廃棄

（参考）気をつける異常　３

シカ・イノシシ

胸部に膿瘍がみられる
（豚）

神奈川県食肉衛生検査所　提供

左後肢に膿瘍がみられる
（豚）

神奈川県食肉衛生検査所　提供

↓

のう　どく　しょう
膿毒症

写真のように、膿瘍がみられる個体は、捕獲、解体しないこと

（参考）気をつける異常　４

イノシシ

剥皮する前（生体）において、菱形の蕁麻疹がみられる（豚）

豚の場合、被毛は細く、短く、皮膚の色は白色のものが多いため、剥皮前でも確認するのは容易ですが、イノシシは被毛が太く、長いため、剥皮前に確認するのは困難

神奈川県食肉衛生検査所　提供

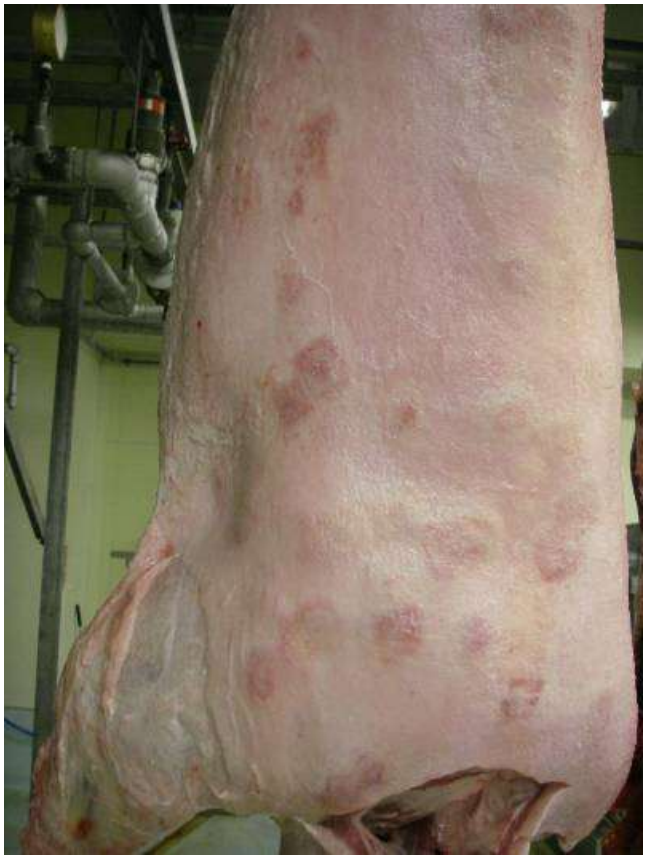

剥皮したあとに、菱形の蕁麻疹がみられる（豚）

神奈川県食肉衛生検査所　提供

↓

豚丹毒（蕁麻疹型）

剥皮後に、菱形の蕁麻疹が枝肉に見られた場合は、解体を中止すること

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

（参考）気をつける異常　５

イノシシ

皮膚にチアノーゼ（紫色に染まる）がみられる（豚）

⬇

豚丹毒（敗血症型）

剥皮前の皮膚にチアノーゼ（紫色に染まる）がみられる場合、解体しないこと

胃や腸管、腎臓など内臓に出血（粘膜の出血、点状の出血）がみられることもある

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

（参考）気をつける異常　６

イノシシ

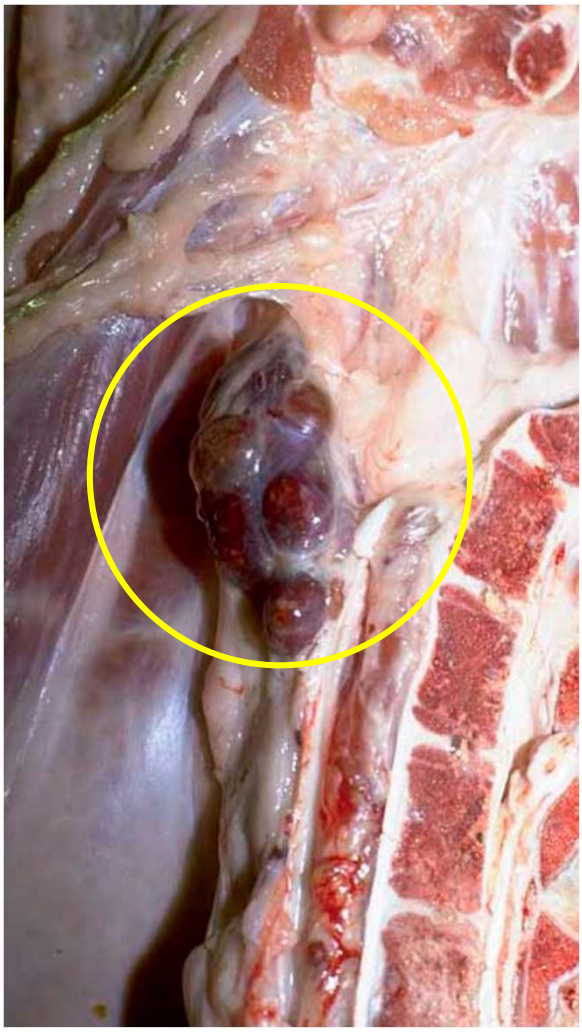

骨盤内部のリンパ節（内腸骨リンパ節）が腫大し、出血がみられる（豚）

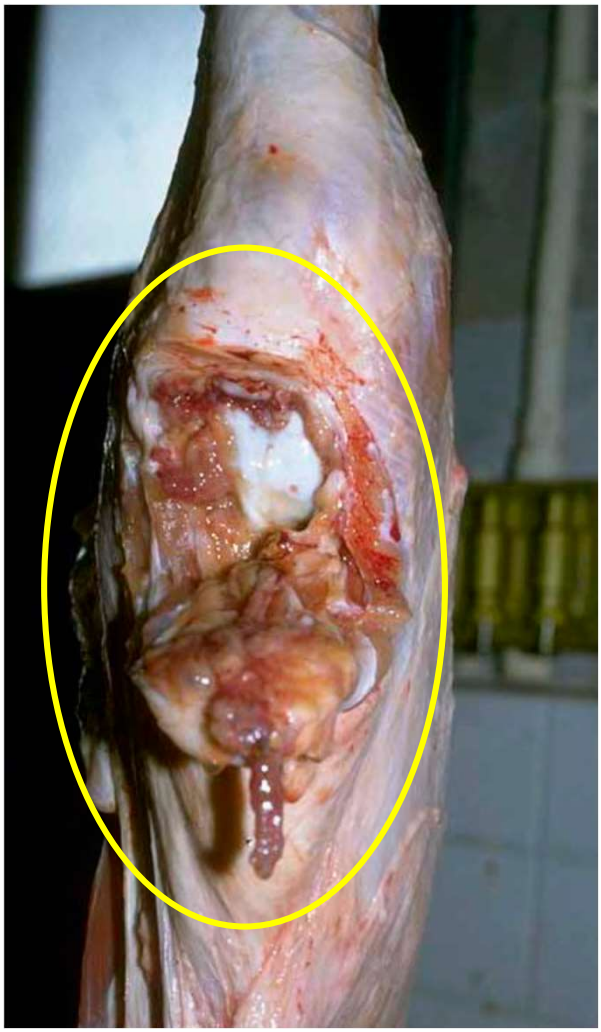

右膝に炎症（慢性膝関節炎）がみられる（豚）

（通常の確認では表面から確認すること）

豚丹毒（関節炎型）

リンパ節の腫大や、そのリンパ節の近くの関節などに炎症がみられる

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

（参考）気をつける異常　7

シカ

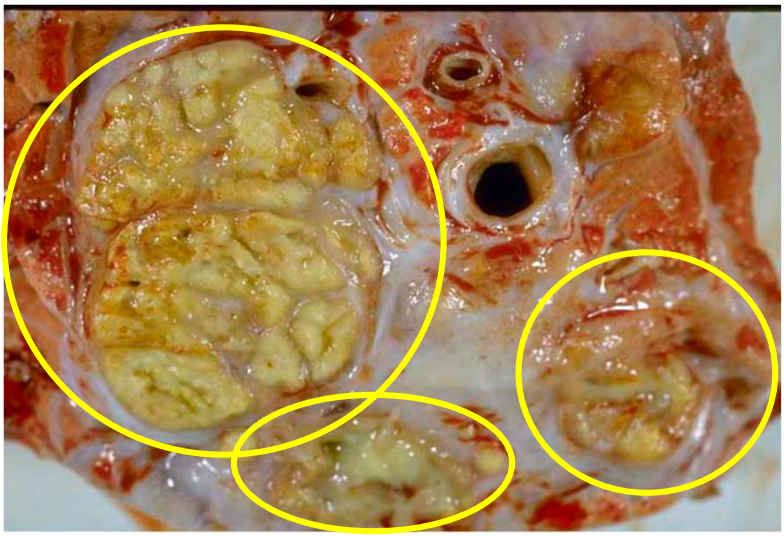

肺の割面
内部に黄白色のチーズ様の塊（壊死）がみられる（牛）

（通常の確認では表面から確認すること）

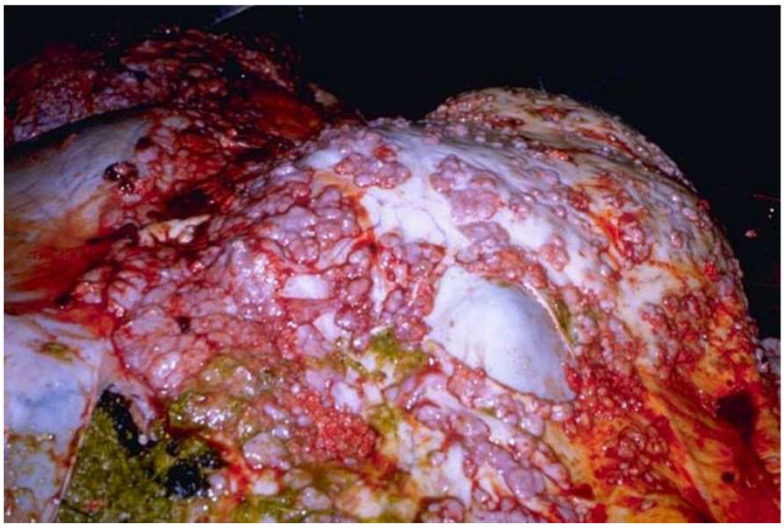

胃の表面の腹膜（大網）に数珠状の結節が多数みられる（牛）

↓

けっかく
結核

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

（参考）気をつける異常　８

シカ

首がのけ反り、四肢が伸びている（牛）

⬇

破傷風（は　しょう　ふう）

破傷風菌によって産生される神経毒素によって、頭と首を後ろに反り返している症状（後弓反張）や四肢を伸ばして固まっている症状（強直性けいれん）がみられる

写真のように、異常な状態がみられる個体は、捕獲、解体しないこと

人にも感染する病気です

（参考）気をつける異常　９

シカ・イノシシ

脾臓が高度に腫大し、軟らかくなっている（牛）

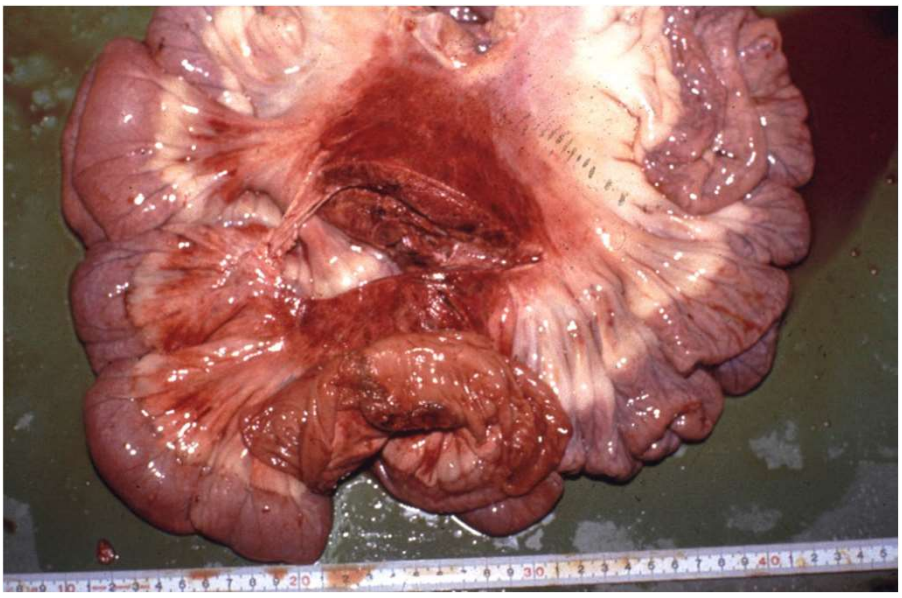

小腸と腸管膜に出血がみられる（豚）

↓

たん　そ

炭疽

炭疽菌に感染すると、脾臓の腫大や病変部（皮膚、腸管など）の出血がみられる

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」別紙カラーアトラス　新旧対照表

改正後	改正前
別紙 カラーアトラス 平成26年11月14日 （最終改正　令和7年3月19日） 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	別紙 カラーアトラス 平成26年11月14日 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
「カラーアトラス」作成にあたって 野生鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化してきている実態を踏まえ、野生鳥獣の適正な管理を行うべく、平成26年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正され、翌年５月に施行された。これに伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加することが見込まれることから、野生鳥獣肉の摂食機会の増加による公衆衛生上のリスク増大への対応が不可欠であった。そのため、野生鳥獣の食利用に係る流通実態等に関して幅広く把握するとともに、それを踏まえて関係事業者や関係団体による衛生管理のための取組、行政機関による監視指導等の参考となる具体的な処理方法案の作成など、衛生管理の徹底等による安全性確保のための取組について検討を行った。 検討会において議論された、野生鳥獣肉の具体的な処理方法をもとに、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）を作成し、野生鳥獣の内臓等における異常の有無の肉眼による判断については、本カラーアトラス等を参考に確認することとしている。 本カラーアトラスの作成にあたっては、「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」（平成23～25年度）（研究代表者：北里大学　高井伸二）が全国の野生鳥獣の処理施設における調査研究で収集した写真を中心に作成した「イノシシ・シカ内臓カラーアトラス」をもとに、北海道、千葉県及び神奈川県より提供された写真とともに、新たに「野生鳥獣由来の食中毒発生防止と衛生管理ガイドラインの改良に資する研究」（令和３～５年度）（研究代表者：国立感染症研究所　前田健）にて作成した「ジビエのカラーアトラス（試作版）あぶない異常・気をつける異常」の内容を加えて、肉眼で判断できる異常について掲載した。 引き続き、野生鳥獣の異常に関する知見の収集に努め、得られた知見を踏まえ、適宜、本カラーアトラスを充実していくこととしている。 なお、上述の研究の結果によって、糞便や筋肉、内臓等から病原体が検出されていることから、人への感染を予防するため、異常の有無にかかわらず、食肉処理施設等の衛生管理を徹底するとともに、喫食する際は必ず加熱処理を行うことを徹底されたい。 3	「カラーアトラス」作成にあたって 近年、野生鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化してきている実態を踏まえ、野生鳥獣の適正な管理を行うべく、今般、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）が改正された。これに伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加することが見込まれていることから、今後予想される、野生鳥獣肉の摂食機会の増加による公衆衛生上のリスク増大に対応するため、野生鳥獣の食利用に係る流通実態等に関して幅広く把握するとともに、それを踏まえて関係事業者や関係団体による衛生管理のための取組、行政機関による監視指導等の参考となる具体的な処理方法案の作成など、衛生管理の徹底等による安全性確保のための取組について検討を行った。 検討会において議論された、野生鳥獣肉の具体的な処理方法をもとに、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）を作成し、野生鳥獣の内臓等における異常の有無の肉眼による判断については、本カラーアトラス等を参考に確認することとしている。 本カラーアトラス作成にあたっては、「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」（平成23～25年度）（研究代表者：北里大学　高井伸二）が全国の野生動物の処理施設における調査研究で収集した写真を中心に作成した「イノシシ・シカ内臓カラーアトラス」をもとに、北海道、千葉県及び神奈川県より提供された写真を加え、肉眼で判断できる異常について掲載を行った。 また、今後とも野生鳥獣の異常に関する知見の収集に努め、得られた知見を踏まえ、適宜、本カラーアトラスを充実していくこととしている。 なお、上述の研究の結果においては、糞便や筋肉、内臓等から病原体が検出されていることから、人への感染を予防するため、異常の有無にかかわらず、食肉処理施設等の衛生管理を徹底するとともに、喫食する際は必ず加熱処理を行うことを徹底されたい。 3

1 本カラーアトラスの位置づけ

野生鳥獣は、牛や豚等の家畜とは異なり、飼料や健康状態等の衛生管理が行われていないことから、寄生虫やE型肝炎ウイルスなどの病原体を保有しているなど一定のリスクが認められる。

本カラーアトラスは上記のリスクを持つ野生鳥獣について、放血や内臓摘出、解体等の処理を行う際に、その個体の肉を食用に供することができるかを判断するための参考とするものである。なお、食用に供することができると判断した場合にあっても、十分に加熱して喫食することが重要である。

2 食用に供するための野生鳥獣の確認

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）において、捕獲前後、放血、内臓摘出、解体時に確認する異常の項目を示している。特に、屋外において内臓摘出を行う際は、適切な衛生管理の知識及び技術を有している捕獲者及び食肉処理業者による複数段階での異常の確認を行うこととしており、確認の際には本カラーアトラスを活用されたい。

3 廃棄の判断

野生鳥獣肉について、食用として問題がないと判断できない疑わしいものは廃棄とし、十分に安全を確保することが必要である。

肉眼的に異常が認められない場合も、微生物及び寄生虫の感染のおそれがあるため、可能な限り、内臓については廃棄することが望ましい。

また、内臓摘出時に肉眼的異常が認められた場合、その内臓は全部廃棄とすること。

複数のリンパ節の腫脹や出血、腹水や胸水の貯留、腫瘍、臭気の異常等が認められた場合は、全身性の疾病の恐れがあることから、枝肉、内臓を全部廃棄とすること。

筋肉内の腫瘤について、肉眼的に膿毒症や全身性腫瘍との区別は困難であることから、筋肉を含め全部廃棄とすること。

1 本カラーアトラスの位置づけ

野生鳥獣は、牛や豚等の家畜とは異なり、飼料や健康状態等の衛生管理が行われていないことから、寄生虫に感染していたり、E型肝炎等の疾病に罹患しているなど一定のリスクが認められる。

本カラーアトラスは上記のリスクを持つ野生鳥獣について、放血や内臓摘出、解体等の処理を行う際に、その個体の肉を食用に供することができるかを判断するための参考とするものである。なお、食用に供することができると判断した場合にあっても、十分に加熱して喫食することが重要である。

2 食用に供するための野生鳥獣の確認

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）において、狩猟前後、放血、内臓摘出、解体時に確認する異常の項目を示したところ。特に、屋外において内臓摘出を行う際は、狩猟者及び食肉処理業者による複数段階での異常の確認を行うこととしており、確認の際には本カラーアトラスを活用されたい。

3 廃棄の判断

野生鳥獣肉について、食用として問題がないと判断できない疑わしいものは廃棄とし、十分に安全を確保することが必要である。

肉眼的に異常が認められない場合も、微生物及び寄生虫の感染のおそれがあるため、可能な限り、内臓については廃棄することが望ましい。

また、内臓摘出時に肉眼的異常が認められた場合、その内臓は全部廃棄とする。

リンパ節腫脹、腹水や胸水の貯留、腫瘍、臭気の異常等が認められた場合は、全身性の疾病の恐れがあることから、枝肉、内臓を全部廃棄とすること。

筋肉内の腫瘤について、肉眼的に全身性の腫瘍との区別は困難であることから、筋肉を含め全部廃棄とすること。

目次

シカ 8
- 摘出した内臓 10
- 心臓 11
- 肺 13
- 肝臓 14
- 脾臓 17
- 腎臓 18
- 腸管 20
- 枝肉 筋肉 21

イノシシ 23
- 内臓摘出 25
- 摘出した内臓 26
- 肺 27
- 心臓 29
- 肝臓 31
- 脾臓 33
- 腎臓 34
- 胃 腸 37
- 胃 38
- 頭部 40
- 枝肉 筋肉 41

目次

シカ 7
- 摘出した内臓 9
- 心臓 10
- 肺 11
- 肝臓 12
- 脾臓 15
- 腎臓 16
- 腸管 18

イノシシ 19
- 内臓摘出 21
- 摘出した内臓 22
- 肺 心臓 23
- 心臓 25
- 肝臓 27
- 腎臓 29
- 胃 腸 30
- 胃 31
- 頭部 32
- (参考)豚の膿毒症 33
- (参考)豚の豚丹毒(蕁麻疹型) 34

写真の出典：写真下に記載のないものは、厚生労働科学研究「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」研究代表者 高井伸二 提供

（参考）気をつける異常・感染症 ……43
削痩 ……44
黄疸 ……45
膿毒症 ……46
豚丹毒（蕁麻疹型） ……47
豚丹毒（敗血症型） ……48
豚丹毒（関節炎型） ……49
結核 ……50
破傷風 ……51
炭疽 ……52

写真の出典：
写真下に記載のないものは、
厚生労働科学研究「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」（平成23～25年度）
研究代表者 高井伸二　提供、
厚生労働科学研究「野生鳥獣由来の食中毒発生防止と衛生管理ガイドラインの改良に資する研究」（令和3～5年度）研究代表者 前田健・研究分担者 宇根有美　提供、
食肉・食鳥衛生検査マクロ病理学カラーアトラス（全国食肉衛生検査所協議会　編）、
食肉衛生検査病理学カラーアトラス（全国食肉衛生検査所協議会　編）

（新設）

シカ

シカ

摘出した内臓　はじめに全体を確認すること

屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、必ず食肉処理施設へ搬入すること

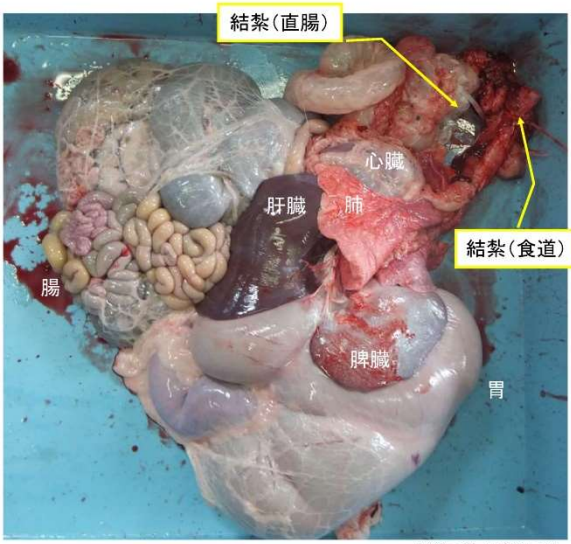

北海道エゾシカ対策課　提供

※食道と直腸を結紮して、内容物が漏れ出ないようにしている

正常

確認事項
・表面が滑らかであること

胸、腹を開けた際に、血液以外の液体（腹水や胸水）が溜まっていた場合は、枝肉、内臓を全部廃棄すること

摘出した内臓　始めに大きく全体を確認すること

屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、必ず食肉処理施設へ搬入すること。

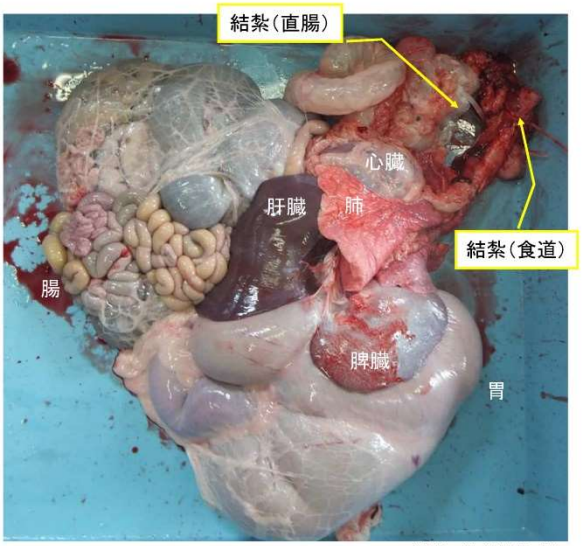

北海道エゾシカ対策課　提供

※食道と直腸を結紮して、内容物が漏れ出ないようにしている

正常

確認事項
・表面が滑らかであること

胸、腹を開けた際に、血液以外の液体（腹水や胸水）が溜まっていた場合は、枝肉、内臓を全部廃棄すること

心臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
　透明感があること
・色に異常がないこと
　白くなっていないこと
・形、大きさに異常がないこと

※心臓は必ず切開し、内面（心内膜面）、すべての弁、割面を確認すること

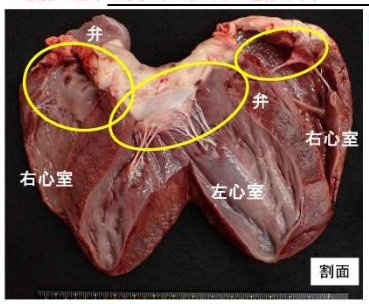

正常

確認事項
・弁に疣（いぼ）状のもの（色や形は様々、表面もザラザラしたものから、滑らかなものまで様々）がないこと
（参考）31ページ参照
豚の疣贅性心内膜炎：弁に疣（いぼ）状の病変

・心筋の色はどこをみても赤色（肉色）であること
　全体的な白っぽさや、赤い斑点がないこと

心筋に白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節があった場合は、寄生虫に感染している可能性があります
この寄生虫は枝肉にも寄生することがあるため、全部廃棄とすること
枝肉、内臓　全部廃棄

心臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　外側に繊維のようなもの（繊維素）が付着し、ザラザラした質感になっていないこと
・色に異常がないこと
・形、大きさに異常がないこと

※心臓は必ず切開して確認すること。

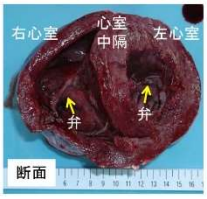

正常

確認事項
・弁に疣状の物（色や形は様々、表面もザラザラしたものから、滑らかなものまで様々）がないこと

26ページ参照
豚の疣贅性心内膜炎：弁に疣状の病変

正常

確認事項
・心筋に白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節がないこと

※心筋に白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節があった場合は、寄生虫に感染している可能性があります。この寄生虫は枝肉にも寄生することがあるため、全部廃棄とすること。
枝肉、内臓　全部廃棄

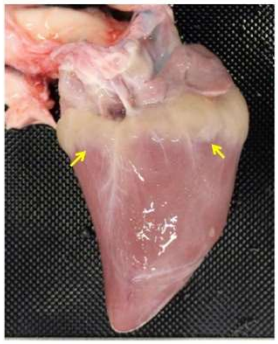

心冠部の脂肪組織（矢印）が
ゼラチンのように水っぽい
心臓全体が白っぽい（貧血色）

心臓　廃棄

（新設）

肺　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

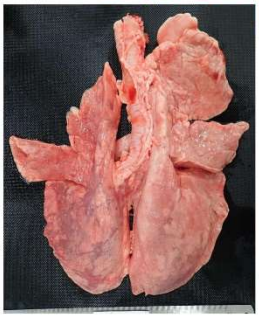

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
・色に異常がないこと（通常は淡いピンク色）
　赤色斑や白色斑がないこと
・大きさ、形に異常がないこと
　肺気腫（肺に空気をたくさん含んだ状態）、
　肺水腫（肺に水分が溜まった状態）になっ
　ていないこと
・白色や黄色の結節がないこと（膿瘍、腫瘍
　等）

神奈川県食肉衛生検査所　提供

（参考）牛の肺膿瘍
クリームのような膿がみられる

枝肉、内臓　全部廃棄

割面　肺膿瘍
（通常の確認では表面から確認すること）

胸膜炎
胸膜の一部が厚く白くなって
いる
表面がザラザラしている

肺　廃棄

肺　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

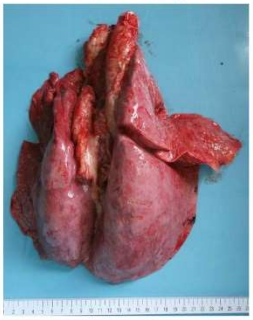

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　表面に繊維素が付着していないこと、
　結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
・大きさ、形に異常がないこと
　肺気腫（肺に空気をたくさん含んでい
　る状態）、肺水腫（肺に水分が溜まっ
　た状態）になっていないこと

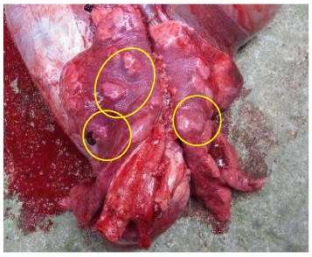

白色の結節が多数見られる

枝肉、内臓　全部廃棄

神奈川県食肉衛生検査所　提供

（参考）牛の肺膿瘍
クリームのような膿が見られる

枝肉、内臓　全部廃棄

割面　肺膿瘍
（通常の確認では表面から確認すること。）

肝臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと（線維素付着がないこと）
　結節がないこと（膿瘍、腫瘍等）
　のう胞（液体を入れた袋）がないこと
　白色に盛り上がった管状の結節がないこと（寄生虫による病変）
・色に異常がないこと
　出血（赤色）やうっ血（黒色）がないこと
　黄色さや白さがないこと
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと
　硬かったり、軟らかかったりしないこと（もろさやくずれ易さがないこと）

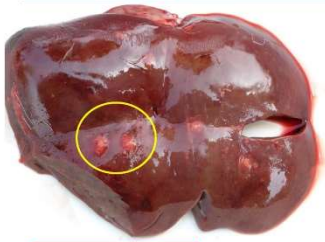

肝膿瘍
表面に盛り上がった白色の結節

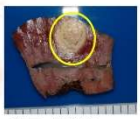

割面　肝膿瘍
（通常の確認では表面から確認すること）

枝肉、内臓　全部廃棄

肝臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　表面に繊維素が付着していないこと、 結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと、
　のう胞がないこと、
　表面に白色に盛り上がった管状の結節がないこと（寄生虫による病変）
・色に異常がないこと
　出血していないこと、白色の病巣がないこと、
　黄色、暗赤色などの正常と異なる色でないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと、異常な形をしていないこと、
　硬かったり、柔らかかったりしないこと

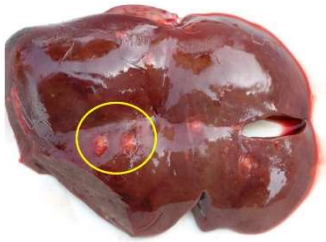

肝膿瘍
表面に盛り上がった白色の結節（膿瘍）

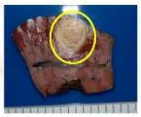

割面　肝膿瘍
（通常の確認では表面から確認すること。）

枝肉、内臓　全部廃棄

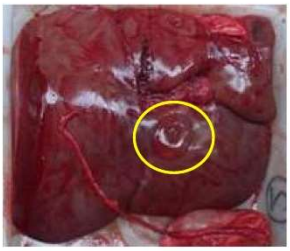

表面にのう胞が形成

枝肉、内臓　全部廃棄

辺縁に白色の病巣

枝肉、内臓　全部廃棄

表面にのう胞の形成

枝肉、内臓　全部廃棄

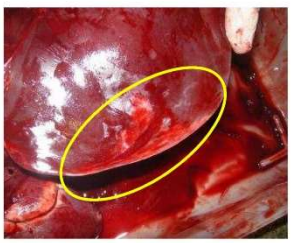

辺縁に白色の病巣

枝肉、内臓　全部廃棄

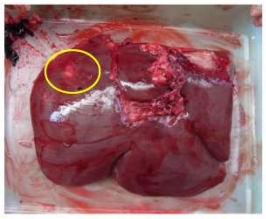

寄生虫（肝蛭）が寄生
表面に盛り上がる白色の結節がある（胆管が寄生虫（肝蛭）により分厚くなって表面に浮き出ている）

肝臓　廃棄

肝蛭
（注　ホルマリン固定処理をしており、肝臓から取り出した時の色とは異なる）

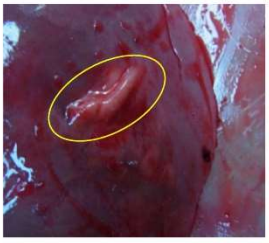

寄生虫（肝蛭）が寄生
表面に盛り上がる白色の管状の病変ができて凹凸がある
（胆管が寄生虫（肝蛭）により分厚くなって表面に浮き出ている）

肝臓　廃棄

寄生虫（肝蛭）が寄生
表面に盛り上がる白色の病変ができて凹凸がある（胆管が寄生虫（肝蛭）により分厚くなって表面に浮き出ている）
全体に線維素が付着してザラザラした質感である

肝臓　廃棄

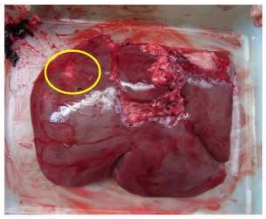

寄生虫（肝蛭）が寄生
表面に盛り上がる白色の結節がある（胆管が寄生虫（肝蛭）により分厚くなって表面に浮き出ている）

肝臓　廃棄

肝蛭
（注　ホルマリン固定処理をしているので、肝臓から取り出した時の色とは異なります）

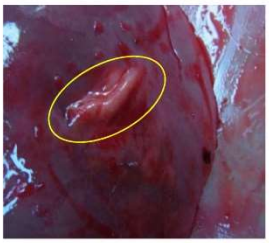

寄生虫（肝蛭）が寄生
表面に盛り上がる白色の管状の病変ができて凹凸がある
（胆管が寄生虫（肝蛭）により分厚くなって表面に浮き出ている）

肝臓　廃棄

寄生虫（肝蛭）が寄生
表面に盛り上がる白色の病変ができて凹凸がある（胆管が寄生虫（肝蛭）により分厚くなって表面に浮き出ている）
全体に繊維素が付着してザラザラした質感である

肝臓　廃棄

脾臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・通常、表面に細かいシワがみられる
・色に異常がないこと
　うっ血（黒色）していないこと
　出血していないこと
・形、大きさに異常がないこと
・結節（膿瘍、血腫、腫瘍等）がないこと

脾臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
・形、大きさに異常がないこと

腎臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと
　のう胞がないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと
　硬かったり、軟らかかったりしないこと

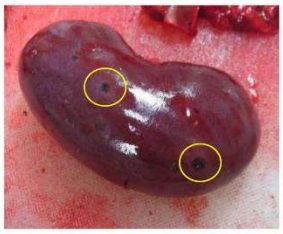

黒色にみえるのう胞
枝肉、内臓　全部廃棄

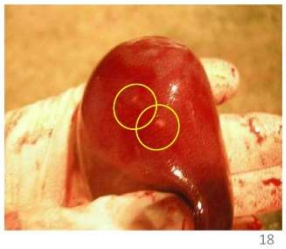

白色の病巣
枝肉、内臓　全部廃棄

腎臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと、
　のう胞がないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと、
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　異常な形をしていないこと、
　大きかったり、小さかったりしないこと、
　硬かったり、柔らかかったりしないこと

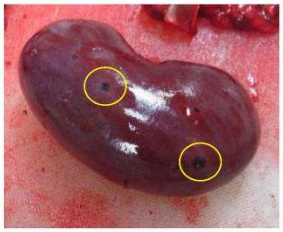

黒色をしたのう胞
枝肉、内臓　全部廃棄

白色の病巣
枝肉、内臓　全部廃棄

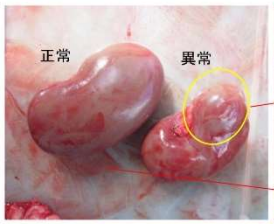

腎臓の変形　枝肉、内臓　全部廃棄

右側に示した腎臓は小さく、表面が球状に盛り上がっている

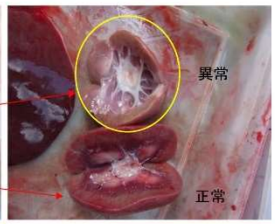

腎臓の変形　枝肉、内臓　全部廃棄

（通常の確認では表面から確認すること）

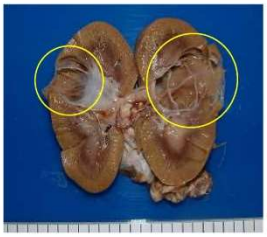

腎臓の大きさ、形の異常（水腎症）

枝肉、内臓　全部廃棄

（通常の確認では表面から確認すること）

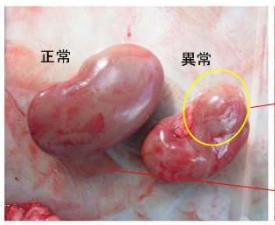

腎臓の変形　枝肉、内臓　全部廃棄

右側に示した腎臓はねじれたような形に変形している

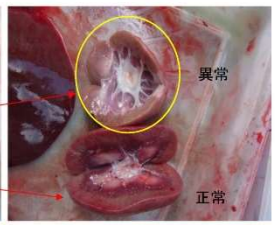

腎臓の変形　枝肉、内臓　全部廃棄

（通常の確認では表面から確認すること。）

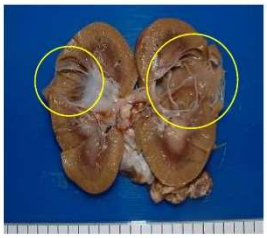

腎臓の大きさ、形の異常（水腎症）

枝肉、内臓　全部廃棄

（通常の確認では表面から確認すること。）

腸管

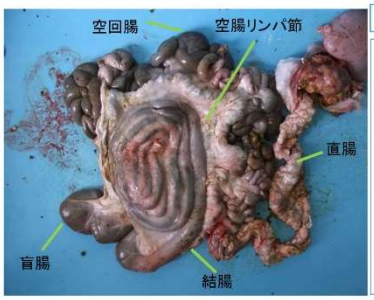

正常

確認事項
・表面が滑らかなこと
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
・腹壁や他の内臓等と癒着していないこと
・リンパ節が腫れていないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
・腸の一部が細くなったり（腸狭窄、閉塞）、硬くなったりしていないこと

（参考）牛のヨーネ病
小腸内部の粘膜が厚くなり、「わらじ」状にみえる

（通常の確認では表面から確認すること）

枝肉、内臓　全部廃棄

血液の異常について
ガイドライン第2の2「捕獲しようとする又は捕獲した野生鳥獣に関する異常の確認」、第4の3「食肉処理業者が、解体前に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法」として、天然孔（肛門や鼻孔）からの出血を確認すること
天然孔から黒い、タール状の出血がみられる場合、炭疽という病気の可能性がある
炭疽は、人にも感染する病気のため、捕獲、解体は行わないこと
また、第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した血液の性状の観察において、炭疽に感染している動物は、放血後の血液が固まらない又は固まりにくい（凝固不全）ため、確認をすること

体温の異常について
第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した体温の異常は、シカでは摂氏40度を超えるものを異常として、解体は行わないこと

腸管

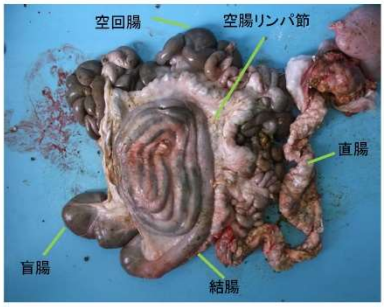

正常

確認事項
・他の内臓等と癒着していないこと
・リンパ節が腫れていないこと

・表面が滑らかなこと
　表面に繊維素が付着していないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
・形、大きさに異常がないこと
　腸の一部分だけが分厚くなったり、薄くなったりしていないこと

血液の異常について
ガイドライン第2の2「狩猟しようとする又は狩猟した野生鳥獣に関する異常の確認」、第4の3「食肉処理業者が、解体前に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法」として、天然孔（肛門や鼻孔）からの出血を確認すること。
天然孔から黒い、タール状の出血が見られる場合、炭疽という病気の可能性がある。炭疽は、
人にも感染する病気のため、狩猟、解体は行わないこと。
また、第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した血液の性状の観察において、炭疽に感染している動物は、放血後の血液が固まらない又は固まりにくい（凝固不全）ため、確認をすること。

体温の異常について
第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した体温の異常は、シカでは摂氏40度を超えるものを異常として、解体は行わないこと。

枝肉　筋肉

正常

確認事項
・透明感があり、弾力があること
・色に異常がないこと（通常は赤みがある）
　異常な黒さがないこと
　出血していないこと（赤色斑などがないこと）
　牛肉のサシ（脂肪）のような白色部分がみられないこと
・白くざらざらで硬い部分（壊死）や、水っぽさ（水腫）がないこと

（新設）

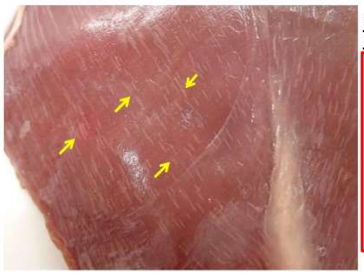

筋肉内に白色の筋（矢印）がみられる

筋肉内に白色の筋がみられた場合は、寄生虫に感染している可能性があり、この寄生虫は枝肉全体や内臓（心臓、横隔膜など）にも寄生することがあるため、全部廃棄とすること

枝肉、内臓　全部廃棄

（参考）牛の無鉤嚢虫症
筋肉に寄生虫（無鉤嚢虫）が寄生
黄色透明な袋がみられる

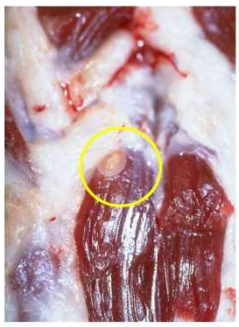

（参考）牛の無鉤嚢虫症
筋肉に寄生虫（無鉤嚢虫）が寄生
透明な袋がみられる

牛の無鉤嚢虫症への対応
全身にまん炎しているものは、枝肉、内臓　全部廃棄

（新設）

イノシシ

イノシシ

内臓摘出

屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、
必ず食肉処理施設へ搬入すること

千葉県衛生指導課　提供

胸、腹を開けた際に、血液以外の液体（腹水や胸水）が
溜まっていた場合は、枝肉、内臓を全部廃棄すること

内臓摘出

屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、
必ず食肉処理施設へ搬入すること。

千葉県衛生指導課　提供

胸、腹を開けた際に、血液以外の液体（腹水や胸水）が
溜まっていた場合は、枝肉、内臓を全部廃棄すること

摘出した内臓　はじめに全体を確認すること

屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、
必ず食肉処理施設へ搬入すること

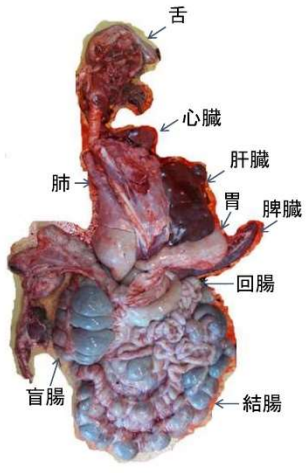

千葉県衛生指導課　提供

正常　確認事項
・表面が滑らかであること

摘出した内臓　始めに大きく全体を確認する。

屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、
必ず食肉処理施設へ搬入すること。

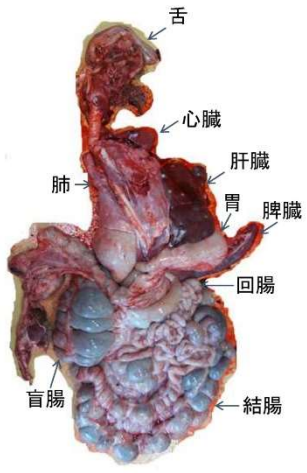

千葉県衛生指導課　提供

正常　確認事項
・表面が滑らかであること

肺

屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

確認事項
・表面が滑らかであること
ザラザラしていないこと
（線維素付着がないこと）
・色に異常がないこと（通常は淡いピンク色）
赤色斑や白色斑がないこと
・大きさ、形に異常がないこと
肺気腫（肺に空気をたくさん含んだ状態）、肺水腫（肺に水分が溜まった状態）になっていないこと
・白色や黄色の結節がないこと（膿瘍、腫瘍等）

肺気腫
周縁部に表面からやや盛り上がった白色の部分がみられる

肺　廃棄

肺気腫（上の写真とは別の肺）
周縁部に表面からやや盛り上がった白色の部分がみられる

肺　廃棄

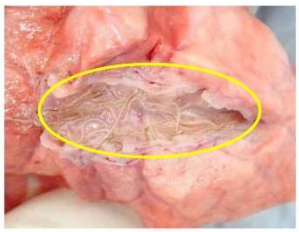

割面
気管支内に寄生虫（肺虫）がみられる
（通常の確認では表面から確認すること）

肺　廃棄

肺　心臓

屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

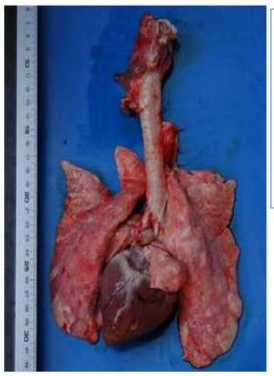

確認事項
・表面が滑らかであること
表面に繊維素が付着していないこと、結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと
・色に異常がないこと
出血していないこと
・大きさ、形に異常がないこと
肺気腫（肺に空気をたくさん含んでいる状態）、肺水腫（肺に水分が溜まった状態）になっていないこと

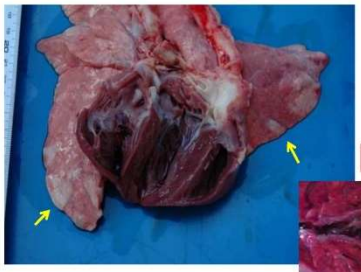

周縁部に表面からやや盛り上がった白色の部分がある
（寄生虫（肺虫）による周辺性肺気腫）

肺　廃棄

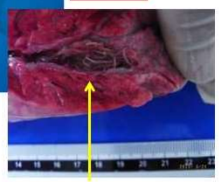

割面　寄生虫（通常の確認では表面から確認すること。）

（参考）豚の肺膿瘍　表面にやや盛り上がる膿瘍

神奈川県食肉衛生検査所　提供

（通常の確認では表面から確認すること）

枝肉、内臓　全部廃棄

（参考）豚の肺膿瘍　表面にやや盛り上がる膿瘍　肺　廃棄

神奈川県食肉衛生検査所　提供

（通常の確認では表面から確認すること。）

枝肉、内臓　全部廃棄

心臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
　透明感があること
・色に異常がないこと
　白くなっていないこと
・形、大きさに異常がないこと

※心臓は必ず切開し、内面（心内膜面）、すべての弁、割面を確認すること

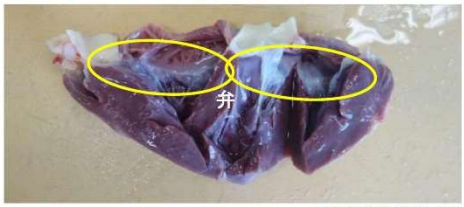

正常

千葉県衛生指導課　提供

確認事項
・弁に疣（いぼ）状のもの（色や形は様々、表面もザラザラしたものから、滑らかなものまで様々）がないこと　（参考）30ページ参照
豚の疣贅性心内膜炎：弁に疣（いぼ）状の病変

・心筋の色はどこをみても赤色（肉色）であること
　全体的な白っぽさや、赤い斑点がないこと

心筋に白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節があった場合は、寄生虫に感染している可能性があります
この寄生虫は枝肉にも寄生することがあるため、全部廃棄とすること
枝肉、内臓　全部廃棄

心臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

心臓の切開方法
心臓は内側の表面、すべての弁、断面の確認を必ず行ってください。

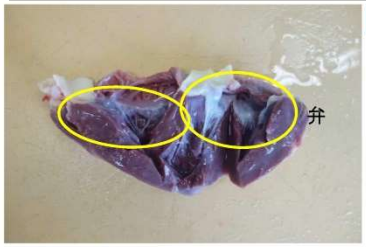

正常

千葉県衛生指導課　提供

確認事項
・弁に疣状の物（色や形は様々、表面もザラザラしたものから、滑らかなものまで様々）がないこと
・白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節がないこと

※心筋に白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節があった場合は、寄生虫に感染している可能性があります。この寄生虫は枝肉にも寄生することがあるため、全部廃棄とすること。
枝肉、内臓　全部廃棄

正常

千葉県衛生指導課　提供

確認項目
・外側に繊維素が付着していないこと

（参考）豚の疣贅性心内膜炎　弁に疣（いぼ）状の病変

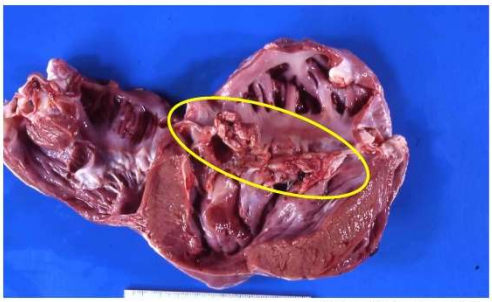

神奈川県食肉衛生検査所　提供

疣（いぼ）状のものは、心臓の弁に付着した細菌が混ざった血栓です
血液に乗って、細菌が筋肉を含む全身に広がっていることがあるため、全部廃棄とすること
枝肉、内臓　全部廃棄

（参考）豚の疣贅性心内膜炎　弁に疣状の病変　枝肉、内臓　全部廃棄

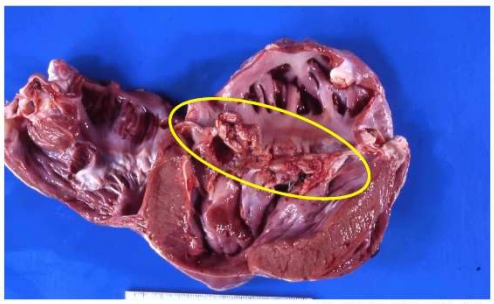

神奈川県食肉衛生検査所　提供

疣状の物は、心臓の弁に付着した細菌の塊です。
血液に乗って、細菌が筋肉全体に広がっていることがあるため、全部廃棄とすること。
枝肉、内臓　全部廃棄

肝臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

正常　左の写真と同じ肝臓の裏側

確認事項
・表面が滑らかであること
　ザラザラしていないこと（線維素付着がないこと）
　結節がないこと（膿瘍、腫瘍等）
　液体を入れた袋（のう胞）がないこと
　白色に盛り上がった結節がないこと（寄生虫による病変）
・色に異常がないこと
　出血（赤色）やうっ血（黒色）がないこと
　黄色さや白さがないこと
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと
　硬かったり、軟らかかったりしないこと（もろさや崩れ易さがないこと）

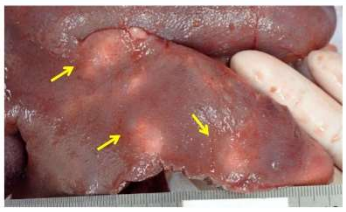

肝膿瘍
表面に盛り上がった白色の結節

枝肉、内臓　全部廃棄

肝臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

正常

正常　左の写真と同じ肝臓の裏側

確認事項
・表面が滑らかであること
　表面に繊維素が付着していないこと、　結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと、
　のう胞の形成がないこと、
　表面に白色に盛り上がった結節がないこと（寄生虫による病変）
・色に異常がないこと
　出血していないこと、白色の病巣がないこと、
　黄色、暗赤色などの正常と異なる色彩ではないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと、異常な形をしていないこと、
　硬かったり、柔らかかったりしないこと

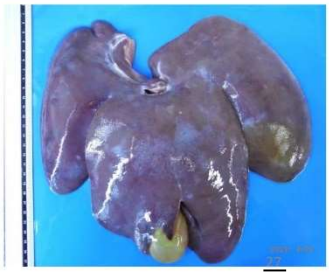

表面に繊維素が付着し、ザラザラした質感になっている例

肝間質炎
白い編目状の病変（ミルクスポット）がある

肝臓　廃棄

肝包膜炎
表面がザラザラしている（線維素付着）

肝臓　廃棄

表面に盛り上がった白色の結節がみられる

枝肉、内臓　全部廃棄

表面に盛り上がった白色の結節がみられる（上の写真と同じ肝臓の裏側）

枝肉、内臓　全部廃棄

脾臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・通常、表面に細かいシワがみられる
・色に異常がないこと
　うっ血（黒色）していないこと
　出血していないこと
・形、大きさに異常がないこと
・結節（膿瘍、血腫、腫瘍等）がないこと

表面（漿膜）がザラザラしている
（線維素付着、漿膜炎）

脾臓　廃棄

（新設）

腎臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと
　のう胞がないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと
　硬かったり、軟らかかったりしないこと

腎臓　屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

正常

確認事項
・表面が滑らかであること
　結節（膿瘍、腫瘍等）がないこと、
　のう胞がないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと、
　白色の病巣がないこと
・形、大きさに異常がないこと
　異常な形をしていないこと
　大きかったり、小さかったりしないこと、
　硬かったり、柔らかかったりしないこと

白色の病巣がある

枝肉、内臓　全部廃棄

表面が滑らかでなく、凹凸があり、中心部は硬くなっている

枝肉、内臓　全部廃棄

白色の病巣

枝肉、内臓　全部廃棄

表面が滑らかでなく、凹凸があり、中心部は硬くなっている

枝肉、内臓　全部廃棄

（参考）豚の腎臓点状出血

枝肉、内臓　全部廃棄

35

（新設）

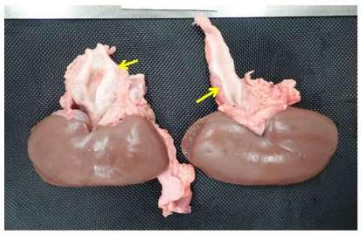

寄生虫（腎虫）の寄生により尿管（矢印）が厚くなり、硬くなっている

腎臓　廃棄

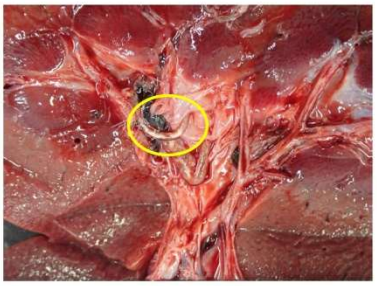

割面

寄生虫（腎虫）の寄生虫体を含む結節を形成することが多い

（通常の確認では表面から確認すること）

腎臓　廃棄

36

（新設）

胃　腸

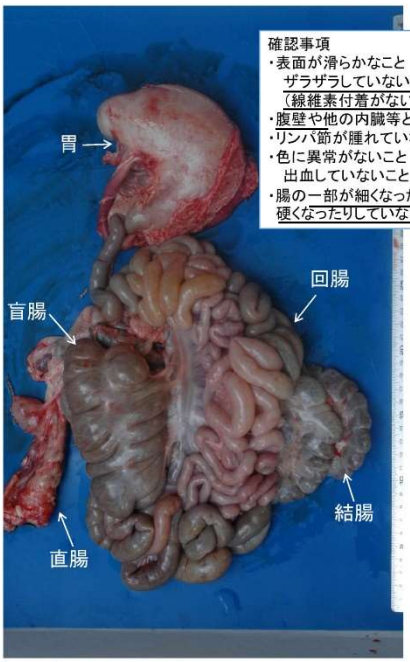

確認事項
・表面が滑らかなこと
　ザラザラしていないこと
　（線維素付着がないこと）
・腹壁や他の内臓等と癒着していないこと
・リンパ節が腫れていないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
・腸の一部が細くなったり（腸狭窄、閉塞）、
　硬くなったりしていないこと

正常

胃　腸

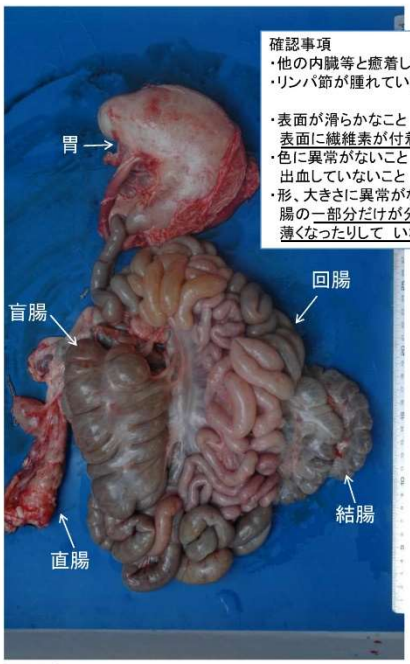

確認事項
・他の内臓等と癒着していないこと
・リンパ節が腫れていないこと

・表面が滑らかなこと
　表面に繊維素が付着していないこと
・色に異常がないこと
　出血していないこと
・形、大きさに異常がないこと
　腸の一部分だけが分厚くなったり、
　薄くなったりして　いないこと

正常

胃

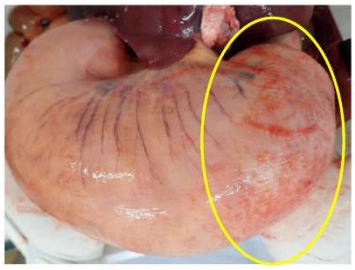

線維素性腹膜炎
胃の表面（漿膜面）にザラザラした病変がみられる

胃　廃棄

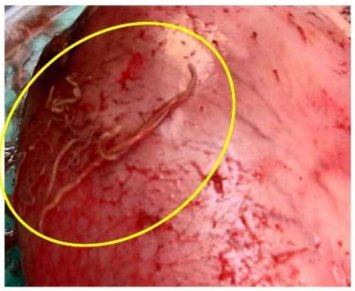

大型の線虫（体内移行中の豚腎虫）による線維素付着

胃　廃棄

胃

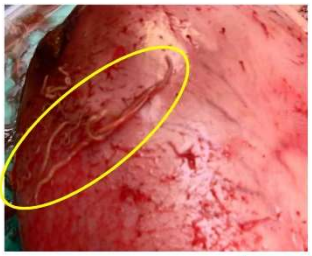

繊維素が付着してる
寄生虫（豚胃虫）が寄生している

胃　廃棄

胃の内部（粘膜面）に寄生虫（ドロレス顎口虫）が寄生

胃　廃棄

（通常の確認では、胃は切開せず表面から確認すること）

胃の内部（粘膜面）の潰瘍（えぐれた病変）
寄生虫（ドロレス顎口虫）が寄生していた病変

胃　廃棄

（通常の確認では、胃は切開せず表面から確認すること）

（新設）

頭部

確認事項
・鼻先、口の中、舌にただれ、出血がないこと
・口の中、目の粘膜が黄色（黄疸）になっていないこと
・チアノーゼ（紫色に染まる）がないこと
・奇形、腫瘤等がないこと

被毛が薄い　　捕獲、解体しない

※外部寄生虫、被毛の様子（脱毛）、痩せている度合い等はガイドラインに従って、捕獲、解体前に全身を確認すること

血液の異常について

ガイドライン第2の2「捕獲しようとする又は捕獲した野生鳥獣に関する異常の確認」、第4の3「食肉処理業者が、解体前に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法」として、天然孔（肛門や鼻孔）からの出血を確認すること
天然孔から黒い、タール状の出血がみられる場合、炭疽という病気の可能性がある
炭疽は、人にも感染する病気のため、捕獲、解体は行わないこと
また、第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した血液の性状の観察において、炭疽に感染している動物は、放血後の血液が固まらない又は固まりにくい（凝固不全）ため、確認をすること

体温の異常について

第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した体温の異常は、イノシシでは摂氏42度を超えるものを異常として、解体は行わないこと

頭部

確認事項
・鼻先、口の中、舌にただれ、出血がないこと
・口の中、目の粘膜が黄色（黄疸）になっていないこと
・チアノーゼ（紫色に染まる）がないこと
・奇形、腫瘤等がないこと

被毛が薄い　　狩猟、解体しない

※外部寄生虫、被毛の様子（脱毛）、痩せている度合い等はガイドラインに従って、狩猟、解体前に全身を確認すること。

血液の異常について

ガイドライン第2の2「狩猟しようとする又は狩猟した野生鳥獣に関する異常の確認」、第4の3「食肉処理業者が、解体前に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法」として、天然孔（肛門や鼻孔）からの出血を確認すること。
天然孔から黒い、タール状の出血が見られる場合、炭疽という病気の可能性がある。炭疽は、人にも感染する病気のため、狩猟、解体は行わないこと。
また、第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した血液の性状の観察において、炭疽に感染している動物は、放血後の血液が固まらない又は固まりにくい（凝固不全）ため、確認をすること。

体温の異常について

第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した体温の異常は、イノシシでは摂氏42度を超えるものを異常として、解体は行わないこと。

枝肉　筋肉

正常

確認事項
・透明感があり、弾力があること
・色に異常がないこと（通常は赤みがある）
　出血していないこと
　牛肉のサシ（脂肪）のような白色部分がみられないこと
・白くざらざらで硬い部分（壊死）や、水っぽさ（水腫）がないこと

（新設）

（参考）豚の有鉤嚢虫症
寄生虫（有鉤嚢虫）が寄生
多数の白色結節がみられる

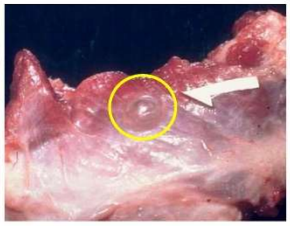

（参考）豚の有鉤嚢虫症
寄生虫（有鉤嚢虫）が寄生
透明な袋がみられる

豚の有鉤嚢虫症への対応
枝肉、内臓　全部廃棄

（新設）

（参考）

気をつける異常・感染症

43

（新設）

（参考）気をつける異常　1

シカ・イノシシ

かなり痩せており、毛並みも悪い（被毛が薄い）（エゾシカ）

かなり痩せており、水様の下痢もみられる（イノシシ）

⬇

削痩（さくそう）

写真のように、重度に痩せている個体は、捕獲、解体しないこと

被毛の様子（脱毛）、痩せている度合い等はガイドラインに従って、捕獲、解体前に全身を確認すること

44

（新設）

（参考）気をつける異常　2

シカ・イノシシ

筋膜に付着する脂肪が全体的に黄色い（牛）

腸管膜の脂肪が全体的に黄色い（牛）

⬇

黄疸（おうだん）

剥皮後の皮下脂肪や、内臓脂肪が全体的に黄色い
眼の結膜（白目部分）、肝臓などの内臓が黄色くなることもある

枝肉、内臓　全部廃棄

（新設）

（参考）気をつける異常　3

シカ・イノシシ

胸部に膿瘍がみられる（豚）

神奈川県食肉衛生検査所　提供

左後肢に膿瘍がみられる（豚）

神奈川県食肉衛生検査所　提供

⬇

膿毒症（のうどくしょう）

写真のように、膿瘍がみられる個体は、捕獲、解体しないこと

（参考）豚の膿毒症

写真のように、膿瘍が見られるものは、狩猟、解体しないこと

神奈川県食肉衛生検査所　提供

神奈川県食肉衛生検査所　提供

（参考）気をつける異常　４

イノシシ

剥皮する前（生体）において、菱形の蕁麻疹がみられる（豚）

豚の場合、被毛は細く、短く、皮膚の色は白色のものが多いため、剥皮前でも確認するのは容易ですが、イノシシは被毛が太く、長いため、剥皮前に確認するのは困難

神奈川県食肉衛生検査所　提供

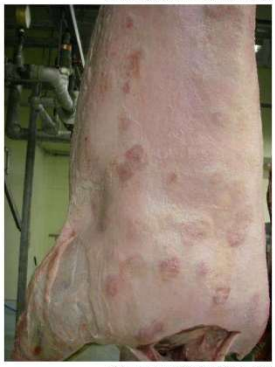

剥皮したあとに、菱形の蕁麻疹がみられる（豚）

神奈川県食肉衛生検査所　提供

↓

豚丹毒（蕁麻疹型）

剥皮後に、菱形の蕁麻疹が枝肉に見られた場合は、解体を中止すること

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

（参考）豚の豚丹毒（蕁麻疹型）

枝肉、内臓　全部廃棄

神奈川県食肉衛生検査所　提供

剥皮したあとに、菱形の蕁麻疹がある。

豚の場合、被毛は細く、短く、皮膚の色は白色のものが多いため、剥皮前でも確認するのは容易ですが、イノシシは被毛が太く、長いため、剥皮前に確認するのは困難である。
剥皮後に、菱形の蕁麻疹が枝肉に見られた場合は、解体を中止すること。

豚丹毒は、人にも感染する病気です。

神奈川県食肉衛生検査所　提供

剥皮する前（生体）

（参考）気をつける異常　５

イノシシ

皮膚にチアノーゼ（紫色に染まる）がみられる（豚）

↓

豚丹毒（敗血症型）

剥皮前の皮膚にチアノーゼ（紫色に染まる）がみられる場合、解体しないこと

胃や腸管、腎臓など内臓に出血（粘膜の出血、点状の出血）がみられることもある

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

（新設）

（参考）気をつける異常　6

イノシシ

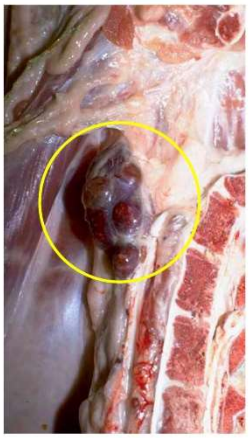

骨盤内部のリンパ節（内腸骨リンパ節）が腫大し、出血がみられる（豚）

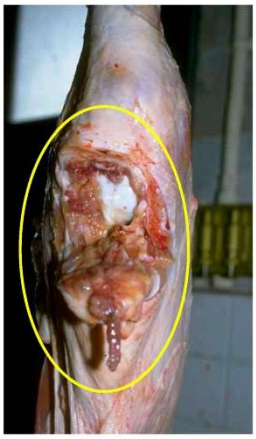

右膝に炎症（慢性膝関節炎）がみられる（豚）

（通常の確認では表面から確認すること）

豚丹毒（関節炎型）

リンパ節の腫大や、そのリンパ節の近くの関節などに炎症がみられる

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

（新設）

（参考）気をつける異常　7

シカ

肺の割面
内部に黄白色のチーズ様の塊（壊死）がみられる（牛）

（通常の確認では表面から確認すること）

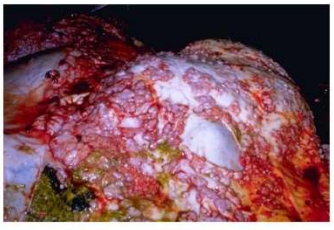

胃の表面の腹膜（大網）に数珠状の結節が多数みられる（牛）

結核

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

（新設）

（参考）気をつける異常　8

シカ

首がのけ反り、四肢が伸びている（牛）

⬇

破傷風（はしょうふう）

破傷風菌によって産生される神経毒素によって、頭と首を後ろに反り返している症状（後弓反張）や四肢を伸ばして固まっている症状（強直性けいれん）がみられる

写真のように、異常な状態がみられる個体は、捕獲、解体しないこと

人にも感染する病気です

（新設）

（参考）気をつける異常　9

シカ・イノシシ

脾臓が高度に腫大し、軟らかくなっている（牛）

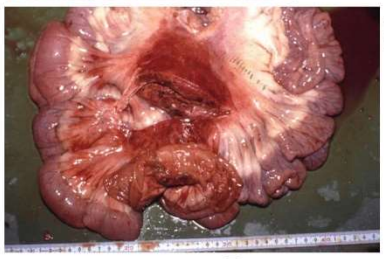

小腸と腸管膜に出血がみられる（豚）

⬇

炭疽（たんそ）

炭疽菌に感染すると、脾臓の腫大や病変部（皮膚、腸管など）の出血がみられる

枝肉、内臓　全部廃棄

人にも感染する病気です

（新設）